

小平市

災害廃棄物処理マニュアル

令和 6 年 3 月

小平市

目次

はじめに.....	1
1 安全及び組織体制の確保	5
2 被害情報の収集・処理方針の判断	7
3 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保.....	14
4 災害廃棄物の処理体制の確保.....	17
5 継続的な一般廃棄物処理体制の確保.....	28
6 応急対応期.....	33
7 災害復旧・復興期.....	38
TODO リスト.....	39

はじめに

(1) マニュアルの目的

近年、東日本大震災や平成 28 年熊本地震、北海道胆振東部地震、令和 6 年能登半島地震といった地震災害や、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨、令和 3 年 8 月前線による大雨、令和 4 年 8 月 3 日からの大雨等の風水害が毎年のように発生しています。

小平市災害廃棄物処理計画（令和 5 年 3 月）（以下、「処理計画」という。）では、このような大規模災害の発生時に、市民の健康への配慮、衛生や環境面での安全・安心を確保しながら、災害に伴って発生する多量の廃棄物について、再生利用にも配慮した適正かつ円滑・迅速な処理を行うために必要な事項がとりまとめられています。

さらに、近年発生した災害での対応事例より、発災後の初動対応の重要性が認識されており、初動対応を円滑に進めるためには、より具体的な対応方法や手順等を整理し、関係者で共有することが必要となります。そこで、本マニュアルは、処理計画の内容を踏まえ、災害時の環境部や関係部署の細やかな行動を定め、市職員が被災時即座に災害廃棄物処理に取りかけられるよう策定したものです。

(2) マニュアルの対象

1) 対象とする職員

災対環境部（環境衛生班）職員、関係部署の職員

2) 対象とする災害

本マニュアルは、地震災害及び風水害を対象とします（処理計画と同様）。

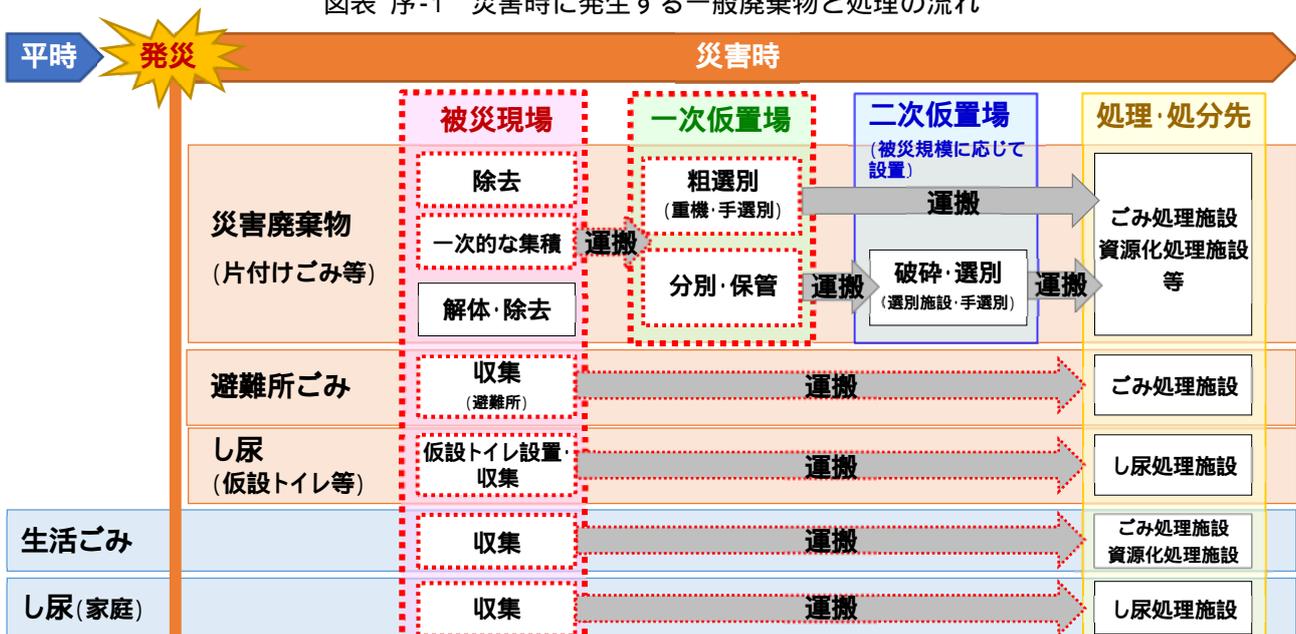
3) 対象とする期間

本マニュアルは、災害廃棄物処理対応のうち、発災から 1 ヶ月 の間に対応すべき初動に関する事項を主な対象とします。 発災後 2 週間～1 ヶ月：災害廃棄物処理対応が軌道に乗る目安

4) 対象とする廃棄物

本マニュアルは、災害時に発生する災害廃棄物、災害時の生活ごみ・し尿、避難所から発生する避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿を対象とします。なお、災害廃棄物については、主に発災後早期に発生する片付けごみ（被災した家屋の片付けに伴うもの）を対象とします（図表 序-1 の ）。

図表 序-1 災害時に発生する一般廃棄物と処理の流れ



出典：「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」

(環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室令和 3 年 3 月改訂) を基に作成

(3) 役割分担

当市における役割分担を図表 序-2 に示します。また、作業項目別の災害廃棄物処理初動対応の役割分担表を図表 序-3 に、タイムライン別の災害廃棄物処理初動対応の役割分担表を図表 序-4 に示します。具体的な役割分担は発災後に関係者で協議の上で決定します。

図表 序-2 災害廃棄物処理対応の主な役割分担

役割		業務分担
総務班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物対策の総括、運営、進行管理 ・ 職員参集状況の確認、人員配置 ・ 災害対策本部との連絡 ・ 廃棄物等対策関連情報の集約 ・ 被災状況等の情報収集 ・ 相談・苦情の受付 ・ 東京都及び他市町村等並びに関係団体等との連絡、調整支援の要請及び受入れの連絡調整 ・ 実行計画の策定と見直し
受援班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域の被害状況の確認 ・ 協定内容の確認(協定先への連絡) ・ 支援の要請 ・ 応援職員等の受入れの調整
資源管理班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の設置準備・設置 ・ 仮置場の運用及び周辺環境対策 ・ 仮置場への搬入許可事務 ・ 災害廃棄物の再利用・資源化、処理・処分対策 ・ 市民への広報
処理班	廃棄物処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小平・村山・大和衛生組合ごみ処理施設、資源物中間処理施設の被災状況の把握 ・ 小平市リサイクルセンターの被災状況の把握 ・ 上記処理施設が使用不能の場合における、他市町村等の代替利用可能な施設の確保 ・ 小平・村山・大和衛生組合との連絡調整(被災状況等以外の情報の交換) ・ 災害廃棄物の発生量の推計 ・ 避難所ごみ発生量の推計 ・ 排出ごみ収集運搬業務の管理
	し尿処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清瀬水再生センター等の被災状況の把握 ・ 上記処理施設が使用不能の場合における、処理及び他市町村等の代替利用可能な施設の確保 ・ 清瀬水再生センター等との連絡調整(被災状況等以外の情報の交換) ・ し尿収集量の推計 ・ し尿の収集、運搬、処分能力確保
	収集・運搬対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小平市清掃事業協同組合等の現況把握 ・ 収集・運搬能力の確保 ・ 収集・運搬業務の指示 ・ 災害廃棄物の発生状況の把握 ・ 災害廃棄物の撤去の指示 ・ その他発災時の廃棄物収集・運搬に必要な事項

図表 序-3 災害廃棄物処理初動対応の役割分担表（作業項目別）

赤字：判断分岐点

項目	時間軸	総務班	支援班	資源管理班	処理班
1 安全及び組織体制の確保	～12時間	(1)身の安全の確保 p.5			
		(2)通信手段の確保・連絡体制の確立 p.5			
		(3)安否情報・参集状況の確認 p.5			
		(4)災害時組織体制への移行 判断分岐 p.6			
2 被害情報の収集・処理方針の判断	～24時間	(1)被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有 p.7-8	(1)被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有 p.7-8		(1)被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有 p.7-8
		(2)翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 判断分岐 p.9			(2)翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 判断分岐 p.9
	～3日間	(3)災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 p.9			(3)災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 p.9
		(4)被災状況に応じた支援要請 判断分岐 p.9-10	(4)被災状況に応じた支援要請 判断分岐 p.9-10		
		(5)都、国の処理方針の確認 p.11	(5)都、国の処理方針の確認 p.11		
	～1週間	(6)災害廃棄物処理に係る進捗管理 p.11			
		(7)支援の受入れ・配置先管理 p.12	(7)支援の受入れ・配置先管理 p.12		
		(8)受援内容の記録 p.12-13	(8)受援内容の記録 p.12-13		
		(9)無償支援の期間の協議 p.13			
3 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保(生活ごみ・避難所ごみ)	～24時間			(2)住民、ボランティアへの周知 p.14-15	(1)生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬 p.14
				(3)一般廃棄物処理施設・収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況の確認 p.15	(3)一般廃棄物処理施設・収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況の確認 p.15
	～3日間			(6)悪臭、害虫、危険物対策等の実施 p.15	(4)収集運搬業務の委託契約 p.15
					(5)避難所からの生活ごみ発生量の推計 p.15
					(7)生活ごみの保管場所の確保 p.15
3 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保(し尿)	～3日間				(1)仮設トイレ等の設置、し尿の収集運搬 p.16
					(2)仮設トイレ等の管理者との調整 p.16
					(3)し尿処理施設、収集運搬業者の燃料確保状況の確認 p.16
					(4)収集運搬業務の委託契約 p.16
					(5)し尿の処理の記録 p.16
4 災害廃棄物の処理体制の確保	～24時間			(1)仮置場の確保 p.17-18	
				(2)災害廃棄物の回収方法の検討 判断分岐 p.18-19	(2)災害廃棄物の回収方法の検討 判断分岐 p.18-19
	～3日間			(3)災害廃棄物発生量・仮置場必要面積の推計 判断分岐 p.19-22	(3)災害廃棄物発生量・仮置場必要面積の推計 判断分岐 p.19-22
				(4)住民、ボランティアへの周知 p.22	
			(6)災害廃棄物処理の記録 判断分岐 p.24-25		
	～1週間	(7)仮置場の増設・集約 p.25		(7)仮置場の増設・集約 p.24	(7)仮置場の増設・集約 p.24
		(8)委託業者・排出先との業務調整 p.25		(8)委託業者・排出先との業務調整 p.25	(8)委託業者・排出先との業務調整 p.25
		(9)災害廃棄物の処理可能量の把握 p.25			(9)災害廃棄物の処理可能量の把握 p.25
		(10)状況に応じた支援の要請・支援の受入れ 判断分岐 p.25-26	(10)状況に応じた支援の要請・支援の受入れ 判断分岐 p.25-26	(10)状況に応じた支援の要請・支援の受入れ 判断分岐 p.25-26	(10)状況に応じた支援の要請・支援の受入れ 判断分岐 p.25-26
	～1ヶ月	(12)思い出の品・貴重品の回収、清掃・管理、引渡し・記録 p.26		(12)思い出の品・貴重品の回収、清掃・管理、引渡し・記録 p.26	
(13)マスコミ（報道機関）の対応 p.27					
5 継続的な一般廃棄物処理体制の確保	～1ヶ月	(1)継続的な一般廃棄物処理体制への移行 p.28			
		(2)災害廃棄物処理実行計画の作成 判断分岐 p.28-29	(2)災害廃棄物処理実行計画の作成 判断分岐 p.28-29	(2)災害廃棄物処理実行計画の作成 判断分岐 p.28-29	(2)災害廃棄物処理実行計画の作成 判断分岐 p.28-29
		(3)損壊家屋の解体撤去 判断分岐 p.29-30			
		(4)一括委託による搬出 p.30			(4)一括委託による搬出 p.30
		(5)災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保 p.31-32	(5)災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保 p.31-32	(5)災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保 p.31-32	(5)災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保 p.31-32

図表 序-4 災害廃棄物処理初動対応の役割分担表（タイムライン別）

赤字：判断分岐点

時間軸	総務班	支援班	資源管理班	処理班
～12時間	(1)身の安全の確保 p.5			
	(2)通信手段の確保・連絡体制の確立 p.5			
	(3)安否情報・参集状況の確認 p.5			
	(4)災害時組織体制への移行 判断分岐 p.6			
～24時間	(1)被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有 p.7-8	(1)被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有 p.7-8	(2)住民、ボランティアへの周知 p.14-15	(1)被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有 p.7-8
	(2)翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 判断分岐 p.9		(1)仮置場の確保 p.17-18	(2)翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 判断分岐 p.9 (1)生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬 p.14
～3日間	(3)災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 p.9	(4)被災状況に応じた支援要請 判断分岐 p.9-10	(3)一般廃棄物処理施設・収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況の確認 p.15	(3)災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 p.9
	(4)被災状況に応じた支援要請 判断分岐 p.9-10	(5)都、国の処理方針の確認 p.11	(6)悪臭、害虫、危険物対策等の実施 p.15	(3)一般廃棄物処理施設・収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況の確認 p.15
	(5)都、国の処理方針の確認 p.11		(2)災害廃棄物の回収方法の検討 判断分岐 p.18-19	(4)収集運搬業務の委託契約 p.15
	(6)災害廃棄物処理に係る進捗管理 p.11		(3)災害廃棄物発生量・仮置場必要面積の推計 判断分岐 p.19-22	(5)避難所からの生活ごみ発生量の推計 p.15
	(6)災害廃棄物処理の記録 判断分岐 p.24-25		(4)住民・ボランティアへの周知 p.22	(7)生活ごみの保管場所の確保 p.15
		(5)仮置場の開設・管理・運営 p.23	(1)仮設トイレ等の設置、し尿の収集運搬 p.16 (2)仮設トイレ等の管理者との調整 p.16 (3)し尿処理施設、収集運搬業者の燃料確保状況の確認 p.16 (4)収集運搬業務の委託契約 p.16 (5)し尿の処理の記録 p.16	
			(2)災害廃棄物の回収方法の検討 判断分岐 p.18-19 (3)災害廃棄物発生量・仮置場必要面積の推計 判断分岐 p.19-22	
～1週間	(7)支援の受入れ・配置先管理 p.12	(7)支援の受入れ・配置先管理 p.12	(7)仮置場の増設・集約 p.24	(7)仮置場の増設・集約 p.25
	(9)無償支援の期間の協議 p.13	(8)支援内容の記録 p.12-13	(8)委託業者・排出先との業務調整 p.25	(8)委託業者・排出先との業務調整 p.25
	(7)仮置場の増設・集約 p.25	(10)状況に応じた支援の要請・支援の受入れ 判断分岐 p.25-26	(10)状況に応じた支援の要請・支援の受入れ 判断分岐 p.25-26	(9)災害廃棄物の処理可能量の把握 p.25
	(8)委託業者・排出先との業務調整 p.25		(11)環境モニタリングの実施 p.26	(10)状況に応じた支援の要請・支援の受入れ 判断分岐 p.25-26
	(9)災害廃棄物の処理可能量の把握 p.25			
	(10)状況に応じた支援の要請・支援の受入れ 判断分岐 p.25-26			
～1ヶ月	(12)思い出の品・貴重品の回収、清掃・管理、引渡し・記録 p.26	(2)災害廃棄物処理実行計画の作成 判断分岐 p.28-29	(12)思い出の品・貴重品の回収、清掃・管理、引渡し・記録 p.26	(2)災害廃棄物処理実行計画の作成 判断分岐 p.28-29
	(13)マスコミ（報道機関）の対応 p.27	(5)災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保 p.31-32	(2)災害廃棄物処理実行計画の作成 判断分岐 p.28-29	(4)一括委託による搬出 p.30
	(1)継続的な一般廃棄物処理体制への移行 p.28		(5)災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保 p.31-32	(5)災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保 p.31-32
	(2)災害廃棄物処理実行計画の作成 判断分岐 p.28-29			
	(3)損壊家屋の解体撤去 判断分岐 p.29-30			
(4)一括委託による搬出 p.30				
(5)災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保 p.31-32				

1 安全及び組織体制の確保

1 安全及び組織体制の確保

災害時初動対応の前提として、各職員は身の安全を確保した上で安否の報告等を行い、責任者は職員の安否確認や参集状況の把握を行うとともに、災害時の組織体制を立ち上げ、初動対応を開始します。

また、職員の安否確認や廃棄物処理の委託先における参集状況の把握等のため、並行して通信手段を確保し、連絡体制を確立します。

図表 1-1 安全及び組織体制の確保の役割分担表

赤字：判断分岐点

項目	時間軸	総務班	受援班	資源管理班	処理班
1 安全及び組織体制の確保	～12時間	(1)身の安全の確保			
		(2)通信手段の確保・連絡体制の確立			
		(3)安否情報・参集状況の確認			
		(4)災害時組織体制への移行 判断分岐			

(1) 身の安全の確保 [~ 12 時間]

【対応者： 総務班】

- ・ 各職員は、自らの身の安全を確保します。
- ・ 来庁している住民等の安全も確保します。

(2) 通信手段の確保・連絡体制の確立 [~ 12 時間]

【対応者： 総務班】

- ・ 組織体制を構築していくために、必要となる通信連絡手段を確保するとともに連絡窓口を確認します。
- ・ 内外部組織との通信手段として、携帯電話、移動式防災行政無線等の通信機器を確保します。
- ・ 都や協定締結先等の外部機関との連絡手段を確保し、連絡窓口を決定します。
- ・ 管轄の処理施設、委託先の処理施設の職員との連絡手段を確保します。
- ・ 被災現場にいる職員との連絡手段を確保します。

(3) 安否情報・参集状況の確認 [~ 12 時間]

【対応者： 総務班】

- ・ 庁内で定められた安否状況の確認手順や、非常時の参集方法のルール等に従って、関係職員の状況を把握します。
- ・ 各職員はあらかじめ決められた安否確認の手順に従い、本人及び家族の安否や、参集予定に関する情報を報告します。
- ・ 非常時の参集ルールに則って登庁要請します。
- ・ 廃棄物処理の委託先における参集状況（業務継続に必要な要員を確保できそうか）を確認します。

1 安全及び組織体制の確保

(4) 災害時組織体制への移行 [~12 時間]

【対応者： 総務班】

- ・ 地域防災計画に従って、災害廃棄物対策組織を発動するが、職員の参集状況に応じて暫定的発動を行い、支援人材等も含めて段階的に組織を構成していきます。
- ・ 地域防災計画等に定められた災害対策本部の役割分担及び図表 序-2 に基づき、人員を配置し、組織体制と指揮命令系統を確立します（参集した職員で対応を開始します）。
- ・ 職員の参集状況により必要な人員を確保できない場合は、庁内での人の融通や他の自治体から派遣される支援要員も考慮し、段階的に体制構築を試みます。
- ・ 災害廃棄物処理に係る初動期の業務について、各職員の役割分担を明確化します。
- ・ 災害廃棄物処理に係る責任者を決定し指揮命令系統を構築します。
- ・ 責任者を中心に、初動期に必要とされる災害廃棄物処理業務の一覧表に基づき、各職員の役割分担を決定し、役割分担を明確化します。

【分岐点】

災害規模や種類により、災害廃棄物対策組織を設置する場合としない場合があります。

➡災害規模が小さい場合には平時の体制で廃棄物処理を行います。

⇨災害規模が大きい場合には災害廃棄物対策組織を設置します。

2 被害情報の収集・処理方針の判断

2 被害情報の収集・処理方針の判断

市は、発災翌日以降の廃棄物処理の可否の判断、災害廃棄物発生量の推計準備、支援要請の検討等を行うため、市全体の被害状況(建物被害等)や廃棄物処理施設等の被害状況等について情報を収集します。
また、都や関係団体等に対して、収集した情報の一部を共有するとともに、必要に応じて支援要請を行います。

図表 2-1 被害情報の収集・処理方針の判断の役割分担表

赤字：判断分岐点

項目	時間軸	総務班	受援班	資源管理班	処理班
2 被害情報の収集・処理方針の判断	～24時間	(1)被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有	(1)被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有		(1)被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有
		(2)翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 判断分岐			(2)翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 判断分岐
	～3日間	(3)災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集			(3)災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集
		(4)被災状況に応じた支援要請 判断分岐	(4)被災状況に応じた支援要請 判断分岐		
		(5)都、国の処理方針の確認	(5)都、国の処理方針の確認		
	～1週間	(6)災害廃棄物処理に係る進捗管理			
		(7)支援の受入れ・配置先管理	(7)支援の受入れ・配置先管理		
			(8)受援内容の記録		
		(9)無償支援の期間の協議			

(1) 被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有 [～24 時間]

[対応者： 総務班、 受援班、 処理班]

- ・ 災害廃棄物への対応を検討していくための基本となる被害状況を収集し、整理します。
- ・ 災害対策本部を通じて市全体の被害情報を収集します(図表 2-2、2-3)。
被害情報の例：被害家屋数(全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水等) 避難所開設状況、道路状況、ライフラインの被害状況、浸水範囲
- ・ 一般廃棄物の処理施設や収集運搬業者等の被害情報を収集します(図表 2-2、2-3)。
被害情報の例：施設の運転可否、復旧見込み、収集運搬車両の状況
- ・ 下水処理施設、下水道の被害状況を確認します(図表 2-3)。
被害情報の例：上下水道施設の運転可否、断水の状況、復旧見込み
- ・ 必要に応じて直接、被災現場に赴き情報を取得します。なお、現地確認においては、現地の安全確認のうえ必要な保護具等を準備して活動します。
保護具の例：ヘルメット、手袋、ゴーグル、防塵マスク、安全靴、作業着
- ・ 避難所の開設状況、避難者数を把握します。指定避難所以外の情報も可能な限り収集します。
- ・ 避難所の仮設トイレの設置状況、ごみの排出状況等、衛生状態を把握します。必要に応じ避難所に赴き情報を取得します。
- ・ 収集した情報の一部は、都や関係団体と共有します(図表 2-4)。

2 被害情報の収集・処理方針の判断

図表 2-2 収集する情報一覧（環境衛生班が確認・収集する情報）

項目	内容	確認先	備考
廃棄物処理施設の被災状況	・施設職員の安否確認 ・施設の被害状況、復旧の見通し ・関係ライフラインの状況、復旧の見通し ・廃棄物受入の状況、再開の見通し	一部事務組合等	
廃棄物収集委託業者の被災状況	・作業員の安否確認 ・車両の被災状況、復旧の見通し ・収集運搬の状況、再開の見通し	収集運搬委託業者	
仮置場の設置状況	・仮置場候補地の被害状況	組織内	
廃棄物の発生状況	・生活ごみの排出状況 ・片付けごみの排出状況	組織内	

図表 2-3 収集する情報一覧（他部局から収集する情報）

項目	内容	確認先	備考
災害発生箇所	・土砂災害発生箇所(地域) ・浸水被害発生箇所(地域)	災害対策本部等	
道路等の被害状況	・被害状況、復旧の見通し	災害対策本部等	
避難所や避難者数	・避難所の箇所数、場所 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ基数	災害対策本部等	
建物の被害状況	・建物被害棟数(全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水)	災害対策本部等	
上下水道の被害状況	・水道施設の被害状況 ・断水(水道施設)の状況、復旧の見通し ・下水、し尿処理施設の被災状況、復旧の見通し	災害対策本部等	

図表 2-4 共有する情報と共有先

項目	内容	共有先
廃棄物処理施設の被災状況	・被害状況 ・廃棄物受入の状況、再開の見通し	都、環境省
廃棄物収集委託業者の被災状況	・被害状況(車両) ・収集運搬の状況、再開の見通し	都、環境省
仮置場の設置状況	・設置状況 ・設置場所、規模、受入物	都、環境省

2 被害情報の収集・処理方針の判断

(2) 翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 [~ 24 時間]

[対応者： 総務班、 処理班]

- ・ 収集した被害情報を基に、翌日以降の廃棄物処理の可否を判断し、当面（発災から1週間程度）の廃棄物処理業務が継続可能か検討します。
- ・ 廃棄物処理施設の状況から平時と同様の廃棄物処理が可能か確認します（処理施設との連携）。
- ・ 廃棄物処理施設の修理等が必要な場合は、復旧までの見込み時間を検討します。
- ・ 収集運搬車両の被害状況から、収集運搬業務の再開の可否を確認します（委託業者との連携）。
- ・ 稼働可能な収集運搬車両の台数は委託先も含めた台数を整理します。
- ・ 収集運搬能力が不足する場合は、必要台数を検討します。

【分岐点】

被害状況等により、翌日以降の廃棄物処理の可否が異なります。

→ 廃棄物処理施設や収集運搬車両が被災し翌日処理できない場合は、住民に廃棄物の搬出を控えてもらいます。

⇒ 被災が少なく翌日から廃棄物処理が可能な場合は、通常通り住民に廃棄物を搬出してもらいます。

※ どちらの場合でも、速やかに広報し住民に周知することが重要。

(3) 災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 [~ 3 日間]

[対応者： 総務班、 処理班]

- ・ 災害廃棄物発生量の推計に向けて必要な被害情報等の収集を開始します（図表2-5）。
- ・ 建物被害棟数（全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水等）に基づき、がれき等の災害廃棄物発生量を推計します。
- ・ 避難所の仮設トイレの設置数、避難所ごみ発生量等の情報を収集します。

図表 2-5 災害廃棄物発生量推計に必要な情報一覧

項目	内容	確認先	備考
被害発生箇所	・建物の床上、床下浸水世帯	災害対策本部等	片付けごみの発生量
避難所と避難者数の把握	・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ基数	災害対策本部等	避難所ごみ、し尿の発生量
建物の被害状況	・建物の全壊及び半壊棟数 ・建物の焼失棟数 ・建物の床上、床下浸水世帯	災害対策本部等	被災家屋の撤去による解体廃棄物の発生量

(4) 被害状況に応じた支援要請 [~ 3 日間]

[対応者： 総務班、 受援班]

- ・ 被害情報等を基に、支援要否を判断します。
- ・ ごみ収集車両の運行可能台数の情報と、避難所ごみ発生量推計から、必要な車両台数を整理し、都及び協定締結先等への支援要請の要否を判断します。
- ・ 避難所の開設状況と仮設トイレの設置状況から、仮設トイレから発生するし尿の収集運搬に必要な車両台数を整理し、都及び協定締結先等への支援要請の要否を判断します。
- ・ 片付けごみの発生量推計、集積状況等から運搬に必要な車両の仕様と台数を整理し、都及び協定締結先等への支援要請の要否を判断します。

2 被害情報の収集・処理方針の判断

- ・市独自で処理が行えないと判断される場合には、災害支援協定リスト（図表 2-6）を活用し、都や協定締結団体等へ支援を要請します。

【分岐点】

- 被害が大きく当市だけでは災害廃棄物処理が困難な場合は、都、他自治体、民間事業者等の関係団体へ支援を要請します。
- ⇒被災が少なく当市で災害廃棄物処理の対応が可能な場合は、平時の体制で災害廃棄物処理を行います。

図表 2-6 災害支援協定リスト

分類	協定名	協定先	締結日	概要
廃棄物関連	災害時における応急対策活動に関する協定	小平市清掃事業協同組合	平成 19 年 4 月 27 日	災害時における、ごみ、し尿及びがれきの処理など
	災害時における災害廃棄物運搬等の協力に関する協定	東多摩再資源化事業協同組合	平成 29 年 4 月 1 日	災害廃棄物の運搬等に関する協力など
自治体相互応援	災害時における相互応援に関する協定	狭山市	平成 8 年 1 月 19 日	災害時の相互応援(物資、施設、役務の提供など)
	災害時等の相互応援に関する協定	東京都 26 市 3 町 1 村	平成 8 年 3 月 1 日	災害時の相互応援(物資、施設、役務の提供など)
	姉妹都市災害時相互応援に関する協定	小平町	平成 14 年 8 月 24 日	災害時の相互応援(物資、施設、役務の提供など)
	昭和 37 年市制施行小矢部市・小平市災害時における相互応援に関する協定	富山県小矢部市	平成 24 年 12 月 25 日	災害時の相互応援(物資、施設、役務の提供、ホームページの代理掲載など)
	東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	東京都、都内 23 特別区、都内 26 市、都内 13 町村	令和 3 年 12 月 27 日	災害時の相互応援(役務、施設、物資の提供など)
民間業者	災害時等におけるレンタル機材の調達に関する協定	(株)アクティオ	平成 18 年 3 月 31 日	災害時におけるレンタル機材の提供など
	災害時等におけるレンタル機材の調達に関する協定	(株)レンタルのニッケン 東久留米営業所	平成 18 年 3 月 31 日	災害時におけるレンタル機材の提供など
	災害時等におけるレンタル機材の調達に関する協定	株式会社 建昇	平成 22 年 6 月 17 日	災害時におけるレンタル機材の提供など
	災害時における石油燃料の安定供給に関する協定	小平市内給油取扱所 6 事業所	平成 24 年 3 月 12 日	地震等大規模災害発生時における災害対策活動に必要な石油燃料の供給など
	災害時における石油燃料の安定供給に関する協定	株式会社大塚油司	平成 29 年 6 月 1 日	市所有施設の機能維持、及び災害対策活動に必要な石油燃料の供給活動への協力
	災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人小平市社会福祉協議会	平成 14 年 8 月 22 日	災害ボランティアの受入れ、派遣など

2 被害情報の収集・処理方針の判断

(5) 都、国の処理方針の確認 [~3日間]

[対応者: 総務班、受援班]

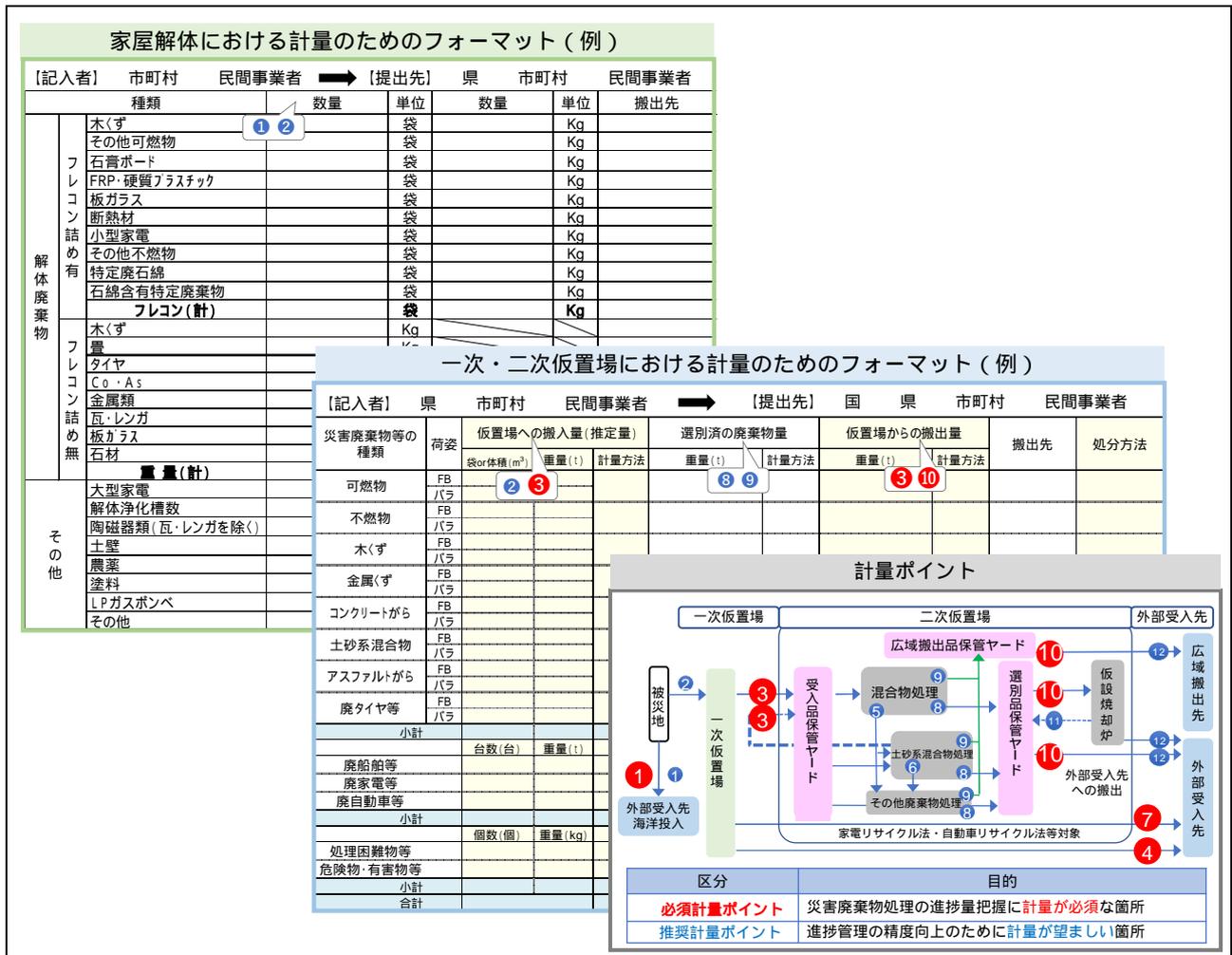
- ・被災状況により都への事務委託を検討します。
- ・委託する場合は、委託先(都)との連携を踏まえた災害廃棄物処理体制を構築します。

(6) 災害廃棄物処理に係る進捗管理 [~3日間]

[対応者: 総務班]

- ・総務班は、関係各班から災害廃棄物処理に係る情報を集約し、計画的に処理が進んでいるか進捗管理を行います(図表2-7)。

図表 2-7 進捗管理フォーマット例



- ・災害等廃棄物処理事業費補助金申請を行う場合等、災害廃棄物処理に係る情報を初動から記録します。
- ・災害廃棄物処理の進捗だけでなく、業務の進捗や処理に関わる人員のマネジメントも含めて管理します。
- ・都や国からも情報提供が求められるため、図表2-7で整理した進捗状況等を、定期的に報告できるような情報を整理します。
- ・住民や議会等へ報告できるように、庁内でも図表2-7で整理した進捗状況等について情報共有します。

2 被害情報の収集・処理方針の判断

(7) 支援の受入れ・配置先管理 [~1週間]

【対応者： 総務班、 受援班】

- ・ 支援団体に対して執務スペース・駐車場等を確保します。
- ・ 調整・指示を行う市側の担当窓口を支援団体ごとに一本化します。
- ・ 複数の人員が派遣される場合、複数団体が同種の業務に従事する場合には、できるだけ支援団体側で業務を統括するリーダーを置きます。
- ・ 支援者のスキルを踏まえ、適切に配置し、管理します。
- ・ 支援者に対して、専門能力等に応じた適切な配置先を決定するとともに、支援者の業務の進捗管理等を行います。

(8) 受援内容の記録 [~1週間]

【対応者： 受援班】

- ・ 支援団体から支援を受けた業務内容、人数、期間等を文書等で記録します（図表 2-8 参照）。

図表 2-8 支援団体からの報告様式例

(様式B) 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム 派遣班日報 (第1陣を想定 ※発災後数日~1週目)	
<p>■災害名</p> <p>■報告書作成日</p> <p>■報告書作成者</p> <p>■支援先自治体</p> <p>■支援チームメンバー</p> <p>【この期間の達成目標】生活ごみ(生ごみ)とし尿の収集体制を確立し、収集の管理にめどをつける。</p> <p>■現状・課題・対応事項等</p> <p>○情報収集：被災状況の把握と整理、勝手仮置場の把握と整理、仮置場運整理、発生量推計</p> <p>○補助金：災害報告書作成時に必要となる写真等資料の収集</p> <p>○マネジメント：収集計画、仮置場の設置と管理の方針、処理フロー、広つけるための助言と実行</p> <p>○仮置場：仮置場におけるごみの基本的な取り扱い指導(仮置場配置職員場分別指導(住民に対して)、荷下ろし補助)</p> <p>○ごみ収集：ごみ積み込み</p> <p>■明日の予定</p>	<p style="text-align: right;">(様式B) 関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム 派遣班日報 (第2陣、第3陣を想定 ※2週目~3週目)</p> <p>■災害名</p> <p>■報告書作成日</p> <p>■報告書作成者</p> <p>■支援先自治体</p> <p>■支援チームメンバー</p> <p>【この期間の達成目標】処理フローを検討し、仮置場の管理(運営委託)、撤出(受入先や車両手配等)にめどをつける。</p> <p>■現状・課題・対応事項等</p> <p>○仮置場：運営委託(契約書類作成)</p> <p>○処理：仮置場からの撤出調整(受入先)、車両手配、契約</p> <p>○補助金：災害報告書作成準備</p> <p>■明日の予定</p>
<p>※作成した当日中に関東地方環境事務所まで送付願います。</p> <p>※報告事項は、「関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル」の表2「支援業務」の項目</p>	
<p>※作成した当日中に関東地方環境事務所まで送付願います。</p> <p>※報告事項は、「関東ブロック災害廃棄物処理支援チーム運営マニュアル」の表2「支援フェーズと主な業務」の項目</p>	

出典：大規模災害発生時における関東ブロック災害廃棄物対策行動計画【第三版】

2 被害情報の収集・処理方針の判断

- ・ 市災害ボランティアセンター（小平市社会福祉協議会が運営）が設置された場合、小平市社会福祉協議会と連携を図ります。

（ 9 ）無償支援機関の協議 [~1 週間]

【対応者： 総務班】

- ・ 別途作業を依頼する場合等、これにより難しい場合は、当市と支援団体との間で個別に協議します。
- ・ 初動対応期間終了後は、当市と支援団体で協議し、有償での業務委託に順次移行します。
- ・ 無償支援の期間中に有償委託に移行するための予算を確保します。

3 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保

市は、市民生活で発生する生活ごみや避難生活で発生する避難所ごみ、仮設トイレ等のし尿の収集運搬を手配します。さらに、情報不足による混乱や便乗ごみ等を回避するために、収集運搬に関する情報等を早急に住民やボランティアに周知します。

なお、収集運搬では道路復旧班等と連携するとともに、必要に応じて、収集運搬ルート of 道路啓開等を要請します。また、収集運搬等で体制が十分ではないと判断された場合には、支援要請を行います。

【生活ごみ・避難所ごみ】

図表 3-1 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保（生活ごみ・避難所ごみ）の役割分担表

赤字：判断分岐点

項目	時間軸	総務班	受援班	資源管理班	処理班
3 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保(生活ごみ・避難所ごみ)	～24時間				(1)生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬
				(2)住民、ボランティアへの周知	
	～3日間			(3)一般廃棄物処理施設・収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況の確認	(3)一般廃棄物処理施設・収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況の確認
					(4)収集運搬業務の委託契約
				(6)悪臭、害虫、危険物対策等の実施	(5)避難所からの生活ごみ発生量の推計
				(7)生活ごみの保管場所の確保	

(1) 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬 [～24時間]

【対応者： 処理班】

- ・ 収集運搬車両を確保し、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬・処理の手配を行います。
- ・ 平時の収集運搬ルート、要収集施設数、道路啓開情報、搬出（処分）先の受入体制等を踏まえて災害時の収集運搬について検討します。
- ・ 手配・検討した方法に従い、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬を実施します。
- ・ 小平・村山・大和衛生組合や小平市リサイクルセンター、小平市清掃事業協同組合等と連携をしながら実施します。

(2) 住民・ボランティアへの周知 [～24時間]

【対応者： 資源管理班】

- ・ 住民からの災害廃棄物に関する問い合わせや情報が寄せられる場合に備えて、当面の住民用相談窓口を設置します。
- ・ ボランティアの受け入れ体制、依頼業務等の窓口設置について小平市社会福祉協議会と調整します。
- ・ 生活ごみ等の収集日、収集運搬ルート、分別方法等の情報を住民、ボランティアに周知・広報します。
- ・ ホームページによる告知、SNSによる発信、防災行政無線、市民回覧、ビラ配布、テレビ、エリアメール、緊急速報メール等、効果的と思われる複数の手段を活用します。
- ・ ボランティアへの周知は、受け入れを行う災害ボランティアセンターでの説明会時にビラ等を配布し実施します。

3 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保

- ・ 避難所でのごみ分別ルールは避難所開設と同時に避難者に周知し、リサイクルが可能となるよう分別排出を基本とします。
- ・ 各避難所における避難所管理者にごみの保管場所を確保するよう指示します。
- ・ 避難所管理者と連携し、ごみの保管場所・衛生管理方法を広報します。

(3) 一般廃棄物処理施設・収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況の確認 [~3日間]

[対応者: 資源管理班、 処理班]

- ・ 小平・村山・大和衛生組合及び収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況を3日以内に確認します。
- ・ 燃料・薬剤の供給事業者との災害協定についても検討します。

(4) 収集運搬業務の委託契約 [~3日間]

[対応者: 処理班]

- ・ 収集運搬業者との委託契約を行います。
- ・ 初動の委託が協定に基づき無償支援による場合は、無償期間の作業内容確認を委託業者と事前に確認します。
- ・ 初動対応期間終了後は、当市と支援団体で協議し、有償での業務委託に順次移行します。

(5) 避難所からの生活ごみ発生量の推計 [~3日間]

[対応者: 処理班]

- ・ 避難所からの生活ごみ発生量を推計するとともに、被災により生活ごみの発生が見込まれない地域を確認します。

(6) 悪臭、害虫、危険物対策等の実施 [~3日間]

[対応者: 資源管理班]

- ・ 腐敗性のごみは、分別保管し早急に搬出し、災害廃棄物仮置場へは原則搬入しないこととします。
- ・ 避難所等からの感染性廃棄物が発生する場合は専用容器等により安全に保管の上で適切に処理します。
- ・ ガスボンベやリチウムイオン電池等の危険物は直射日光の当たらない場所等で安全に保管します。

(7) 生活ごみの保管場所の確保 [~3日間]

[対応者: 処理班]

- ・ 生活ごみには腐敗性のごみもあるため、生活環境を悪化させるおそれがあることから優先的に処理します。
- ・ 道路の寸断等により、生活ごみが排出できない場合の対応策を講じて、適正に排出できるようにします。
- ・ 処理施設のごみピット貯留量を超過する場合は、生活ごみの保管場所(ストックヤード)を確保します。

【し尿】

図表 3-2 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保（し尿）の役割分担表

赤字：判断分岐点

項目	時間軸	総務班	受援班	資源管理班	処理班
3 生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理体制の確保(し尿)	～3日間				(1)仮設トイレ等の設置、し尿の収集運搬
					(2)仮設トイレ等の管理者との調整
					(3)し尿処理施設、収集運搬業者の燃料確保状況の確認
					(4)収集運搬業務の委託契約
					(5)し尿の処理の記録
	～1週間				
	～1ヶ月				

(1) 仮設トイレ等の設置、し尿の収集運搬 [~ 3 日間]

【対応者： 処理班】

- ・ 設置された仮設トイレ等の設置場所を把握した上で、図表 2-6 の協定等に基づき収集運搬車両を確保し、し尿の収集運搬・処理の手配を行います。
- ・ 平時の収集運搬ルート、要収集施設数、道路啓開情報、搬出（処分）先の受入体制等を踏まえて災害時のし尿収集運搬について検討します。
- ・ 手配・検討した方法に従い、し尿の収集運搬を実施します。
- ・ 緊急解体が行われる場合は、対象家屋のし尿・浄化槽汚泥の収集要望を集約します。

(2) 仮設トイレ等の管理者との調整 [~ 3 日間]

【対応者： 処理班】

- ・ 仮設トイレ等のし尿の収集日等の情報を仮設トイレ等の設置個所管理者に周知します。
- ・ 避難所ごとの仮設トイレ設置基数が変更される場合もあることから、定期的に防災対策本部から情報を収集します。

(3) し尿処理施設、収集運搬業者の燃料確保状況の確認 [~ 3 日間]

【対応者： 処理班】

- ・ 清瀬水再生センター等の運転状況、収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況を確認します。
- ・ 燃料・薬剤の供給事業者との災害協定についても検討します。

(4) 収集運搬業務の委託契約 [~ 3 日間]

【対応者： 処理班】

- ・ 収集運搬業者との委託契約を行います。
- ・ 初動の委託が協定に基づき無償支援による場合は、無償期間の作業内容確認を委託業者と事前に確認します。
- ・ 初動対応期間終了後は、当市と支援団体で協議し、有償での業務委託に順次移行します。

(5) し尿の処理の記録 [~ 3 日間]

【対応者： 処理班】

- ・ 補助金の災害査定（被害状況の現地調査）に備え、処理の状況を文書や写真等により記録します。（環境省・災害関係業務事務処理マニュアルを参照）

4 災害廃棄物の処理体制の確保

市は、災害廃棄物(特に片付けごみ)を回収するために、災害廃棄物の仮置場を確保するとともに、仮置場の管理・運営に必要な資機材や人員の確保、災害廃棄物の分別方法の決定等を実行します。それらの準備が整った後、仮置場を開設し災害廃棄物の受入れを開始します。並行して仮置場の場所、開設日時、受入時間帯、分別方法等について住民・ボランティアへ周知します。

図表 4-1 災害廃棄物の処理体制の確保の役割分担表

赤字：判断分岐点

項目	時間軸	総務班	受援班	資源管理班	処理班	
4 災害廃棄物の処理体制の確保	~24時間			(1)仮置場の確保		
	~3日間			(2)災害廃棄物の回収方法の検討 判断分岐	(2)災害廃棄物の回収方法の検討 判断分岐	
				(3)災害廃棄物発生量・仮置場必要面積の推計 判断分岐	(3)災害廃棄物発生量・仮置場必要面積の推計 判断分岐	
				(4)住民・ボランティアへの周知		
				(5)仮置場の開設・管理・運営		
			(6)災害廃棄物処理の記録 判断分岐			
	~1週間		(7)仮置場の増設・集約		(7)仮置場の増設・集約	(7)仮置場の増設・集約
			(8)委託業者・排出先との業務調整		(8)委託業者・排出先との業務調整	(8)委託業者・排出先との業務調整
			(9)災害廃棄物の処理可能量の把握			(9)災害廃棄物の処理可能量の把握
			(10)状況に応じた支援の要請・支援の受入れ 判断分岐	(10)状況に応じた支援の要請・支援の受入れ 判断分岐	(10)状況に応じた支援の要請・支援の受入れ 判断分岐	(10)状況に応じた支援の要請・支援の受入れ 判断分岐
					(11)環境モニタリングの実施	
	~1ヶ月		(12)思い出の品・貴重品の回収、清掃・管理、引渡し・記録		(12)思い出の品・貴重品の回収、清掃・管理、引渡し・記録	
			(13)マスコミ(報道機関)の対応			

(1) 仮置場の確保 [~24時間]

【対応者： 資源管理班】

- ・ 仮置場の候補地リストを活用し、被害状況を踏まえて関係部局等と調整し、利用可能な仮置場を選定します。
- ・ 選定した仮置場の近隣住民に、仮置場設置の必要性を説明、周知したうえで設置します。
- ・ 仮置場が不足する可能性が高いと判断される場合は、都に支援要請を行います。
- ・ 準備した候補地のリストからあらかじめ優先的な他の使用目的の有無を把握します。
- ・ 災害廃棄物仮置場以外の優先的な使用目的としては、自衛隊等災害救助、復旧支援活動の拠点への利用、避難所への利用、応急仮設住宅への利用等が想定されます。
- ・ 候補地の仮置場としての利用可否は、利用目的や緊急性を考慮しながら、関係部局と調整し決定します。
- ・ 候補地の選定に際しては、病院、学校、水源等、環境配慮が必要な施設等の位置関係を考慮します。
- ・ 選定した候補地の所有者や管理者へ、仮置場として利用することについて承認を得ます。

4 災害廃棄物の処理体制の確保

- ・被害状況を踏まえて関係部局等と調整し、仮置場を設置します。設置が決定次第、住民・ボランティアへ情報を周知します。

(2) 災害廃棄物の回収方法の検討 [~3 日間]

[対応者: 資源管理班、 処理班]

- ・災害廃棄物の回収方法（仮置場等の排出場所、分別方法等）を検討します（図表 4-2）。
- ・道路啓開で発生した廃棄物や土砂、河川や農地の土砂や流木は、管轄部署が廃棄物部局と異なる場合があるのでその対応については関係者と発災後に協議します。

図表 4-2 小平市における災害時の分別区分（例）

分別区分	具体例
コンクリートがら	被災家屋等の撤去に伴い排出される、コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
木くず	被災家屋等の撤去に伴い排出される、柱・梁・壁材等
金属くず	被災家屋等の撤去に伴い排出される鉄骨、鉄筋、アルミ材等
可燃系混合物	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の分別で「燃やすごみ」 ・平時の分別で「粗大ごみ・有料粗大ごみ」のうち可燃系のもの <ul style="list-style-type: none"> ✓ 平時から排出されるもの: 木製家具、ふとん等 ✓ 災害時排出されるもの: ソファ、畳等
不燃系混合物	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の分別で「粗大ごみ・有料粗大ごみ」のうち不燃系のもの <ul style="list-style-type: none"> ✓ 平時から排出されるもの: ガラス、プラスチック類、小型家電等 ✓ 災害時排出されるもの: 瓦、レンガ等
家電 4 品目	家電 4 品目 (冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ)
処理困難物	有害物、消火器、ガスボンベ、灯油、バッテリー、太陽光パネル等

- ・回収方法を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬車両を確保します。
- ・必要資機材リスト（図表 4-3）を参考に、仮置場の管理・運営に必要な資機材を確保します。
- ・外部からの応援や民間委託等を踏まえ、仮置場の管理・運営に必要な人員を確保します。（搬入の受付・場内案内・分別指導・荷下ろし等）
- ・搬入の受付、場内誘導、分別の説明、荷下ろしの補助、警備、重機の操作、搬出・清掃作業等の要員を確保します。
- ・仮置場の運営管理には多大な時間と労力が必要となるため、運営管理作業については、他の地方公共団体からきた支援職員や災害支援で派遣される民間事業者に運営依頼し、市職員は、都との連絡調整、市民対応、契約事務等の運営管理に関するマネジメントに集中することが望ましいです。
- ・分別を誘導するための看板、廃棄物の山を整理するための重機を調達します。
- ・仮置場の舗装状況によっては、車両の円滑な通行を確保するための敷き鉄板、砂利や砕石等を準備します。

【分岐点】

災害の種類により廃棄物の回収方法や分別区分が異なります。

→水害では、畳や家具類等の濡れた片付けごみが発災直後に大量に発生するため、速やかに仮置場を設置し適切な分別区分を設定する必要があります。

⇒地震災害では、割れた陶磁器、瓦、フェンス等が、数日～数週間後に比較的ゆっくり出て、その後倒壊した家屋・瓦礫類の比較的重量のあるものが多量に発生します。

4 災害廃棄物の処理体制の確保

図表 4-3 必要資機材リスト

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策(侵入防止)、不法投棄・盗難等の防止		
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等		
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		
	受付	搬入受付		
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み		
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		
	運搬車両(パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等)	災害廃棄物の搬入・搬出		
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全(長)靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止		
	休憩小屋(プレハブ等)、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		
	飛散防止ネット	飛散防止		
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		
	発電機	電灯や投光器、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		
	消臭剤	臭気対策		
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止(堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定)		
掃除用具	仮置場周辺の清掃(美観の保全)			

出典：「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、令和5年1月20日改定)【技17-1】を基に作成

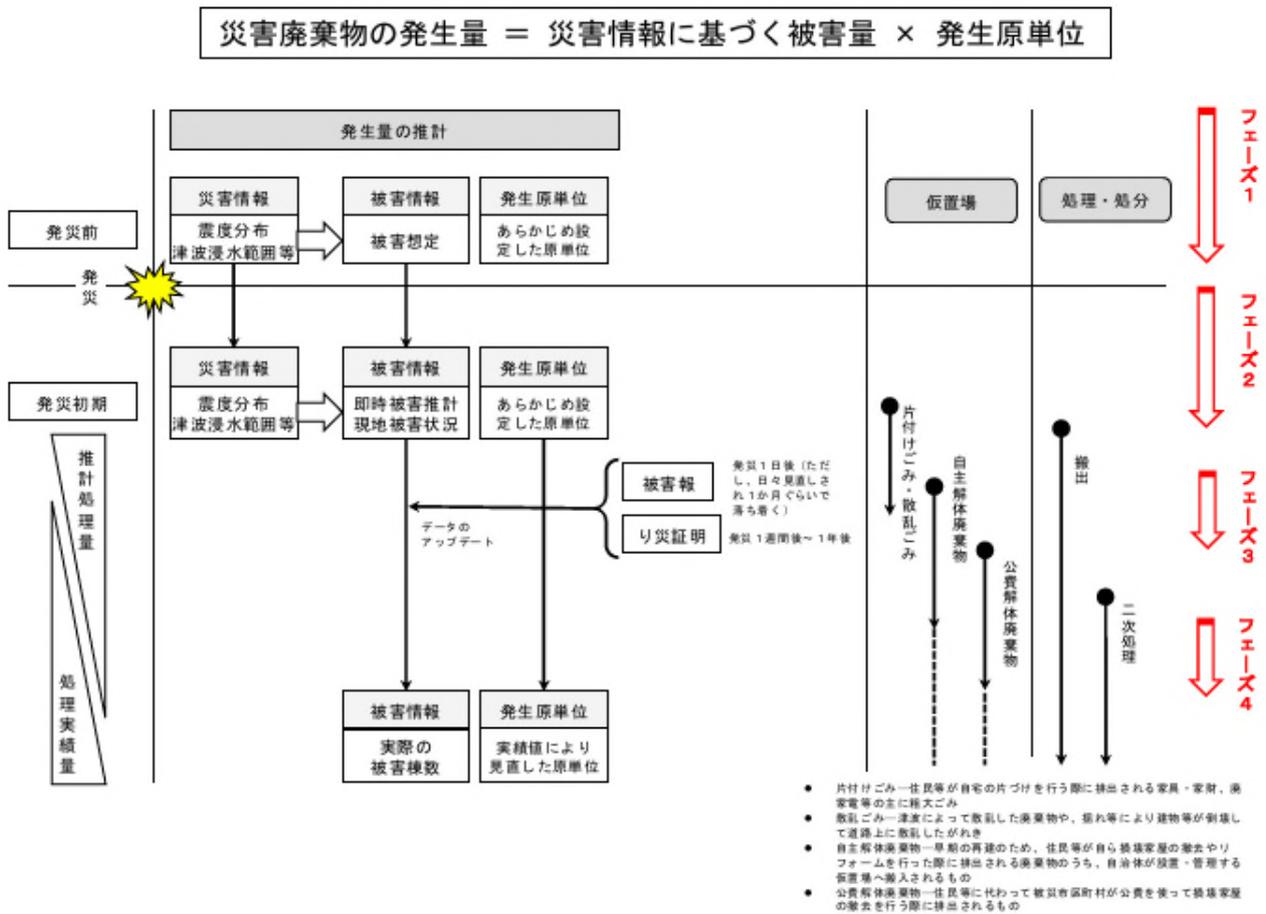
(3) 災害廃棄物発生量の推計、仮置場必要面積の推計 [~3日間]

< 災害廃棄物発生量の推計 >

【対応者： 処理班】

- ・ 災害廃棄物発生量の推計に向けて必要な被害情報等の収集を開始します。
- ・ 建物の被害棟数を基に推計する方法がありますが、発災直後は被害棟数の正確な把握は困難です。可能な限り情報を収集し発生量を推計します(図表4-4、4-5)。
- ・ 災害廃棄物発生量は、災害廃棄物の処理方針の検討の際に必要となるため、発災後数週間以内に推計することが求められます。
- ・ 災害廃棄物発生量は、被害認定等常に更新される新しい情報を基に随時見直しを図る必要があります。

図表 4-4 災害フェーズに応じた災害廃棄物の発生量の推計



出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（環境省、令和5年4月28日改定）【技14-2】

図表 4-5 発災初動期の災害廃棄物発生量推計方法

<p>—推計の概念—</p> <p>(フェーズ2) 災害廃棄物の発生量 = 推計量</p> <p style="text-align: center;">= 災害情報に基づく被害量 × 発生原単位</p>
<p>災害情報 : <u>震度分布図、浸水域等 (気象庁発表、人工衛星画像)</u></p> <p>被害量 : <u>災害情報から推計した対象災害別の被害推計結果</u></p> <p style="padding-left: 20px;">住家 : 全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水</p> <p style="padding-left: 20px;">非住家 : 全壊、半壊</p> <p>発生原単位 : あらかじめ設定した発生原単位</p>

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（環境省、令和5年4月28日改定）【技14-2】

4 災害廃棄物の処理体制の確保

図表 4-6 災害フェーズごとの推計における特徴の概要

フェーズ		式の種類		式	使う情報
フェーズ 1	発災前の災害廃棄物処理計画の策定又は改定時の推計	全体量： 被害情報×原単位	全体量： 被害情報×原単位	全体量： 推計式【1】 片付けごみ量： 推計式【2】	災害情報：被害想定 被害情報：被害想定結果（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水）* 発生原単位：あらかじめ設定した原単位
フェーズ 2	発災から2週間程度の間に行う災害廃棄物の発生量の推計	全体量： 被害情報×原単位	全体量： 被害情報×原単位	全体量： 推計式【1】 片付けごみ量： 推計式【2】	災害情報：震度分布、浸水域等 被害情報：災害情報から推計した対象災害別の被害推計結果（住家：全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水、非住家：全壊、半壊） 発生原単位：あらかじめ設定した原単位
フェーズ 3-1	災害廃棄物処理実行計画（発災から1か月程度）の策定時の推計	片付けごみの排出が概ね終了している場合	全体量： 片付けごみを含む公物等量の搬入実績+今後発生する解体廃棄物量 片付けごみ量： 上記搬入実績に含まれる	今後の解体廃棄物量： 建物撤去予定棟数×建物発生原単位 （建物撤去予定棟数が不明な場合、被害報×解体率（全壊・半壊）により建物撤去数を推計）	災害情報：震度分布、浸水域等 被害情報：被害報より災証明に基づく撤去予定数 発生原単位：あらかじめ設定した原単位
		片付けごみの排出にまだ時間を要する場合	全体量： 被害情報×原単位 片付けごみ量： 被害情報×原単位	全体量： 推計式【1】 片付けごみ量： 推計式【2】	被害報より災証明に基づく被害棟数 （日々更新されることから変動することに留意が必要）
フェーズ 4	災害廃棄物処理実行計画の見直し時の推計	全体量：搬入実績+処理実績+今後発生する解体廃棄物量 片付けごみ量：上記搬入・処理実績に含まれる	今後発生する解体廃棄物量： 建物撤去予定棟数×建物発生原単位 片付けごみ量： 実績値	被害報より災証明に基づく建物撤去予定棟数又は建物撤去申込棟数 （日々更新されることから変動することに留意が必要）	

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（環境省、令和5年4月28日改定）【技 14-2】

【分岐点】

災害の種類により廃棄物の構成比が異なり災害種別に応じた推計が必要です。

➡水害では、畳や家具類等の比重が小さい片付けごみが多く、また廃棄物に多量の土砂類が付着することに留意が必要です。

⇒地震災害では、割れた陶磁器、瓦、フェンス等や家屋・瓦礫類の比較的重量のあるものが多量に発生します。

4 災害廃棄物の処理体制の確保

< 仮置場必要面積の推計 >

【対応者： 資源管理班】

- ・ 本市では、災害廃棄物処理計画に基づき仮置場を設置します。
- ・ 仮置場に必要となる面積は、災害廃棄物発生量の推計結果を用いて推計します（図表 4-7）。

図表 4-7 発災後の仮置場必要面積推計方法

方法 1：最大で必要となる面積の算定方法

面積＝集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）	
集積量	：災害廃棄物の発生量と同値（t）
見かけ比重	：可燃物 0.4（t/m ³ ）、不燃物 1.1（t/m ³ ）
積み上げ高さ	：5 m以下が望ましい。
作業スペース割合	：100%
注：仮置場の必要面積は、廃棄物容量と積み上げ高さから算定される面積に車両の走行スペース、分別等の作業スペースを加算する必要がある。阪神・淡路大震災の実績では、廃棄物置場とほぼ同等か、それ以上の面積がこれらのスペースとして使用された。そこで、仮置場の必要面積は廃棄物容量から算定される面積に、同等の作業スペースを加える。	

※見かけ比重について

上記の算定式の見かけ比重は、仮置場の必要面積の算定結果に大きな影響を及ぼす。見かけ比重は災害の種類や災害廃棄物の性状によって異なることから、当該地域における過去の災害事例がある場合には、その数値を用いたり、実際に仮置場へ搬入された災害廃棄物の計測値から設定する等、適宜見直しを行うことが必要である。（以下、方法 2 についても同様。）

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（環境省、平成 31 年 4 月 1 日改定）【技 18-2】

（4）住民・ボランティアへの周知 [~3 日間]

【対応者： 資源管理班】

- ・ 住民・ボランティアに対して、災害廃棄物の搬出方法に関する事項について周知を行います。
- ・ 災害廃棄物は市民には自宅前に排出してもらい市が回収することを基本とし、仮置場へも搬入できることを案内します。
- ・ ホームページによる告知、SNS による発信、防災行政無線、市民回覧、ビラ配布、テレビ、エリアメール、緊急速報メール等、効果的と思われる複数の手段を活用します。
- ・ 広報内容は、開設場所、開設日時、受入時間帯、分別方法、その他必要注意事項等を発信します。
- ・ 仮置場の運営ルールを災害ボランティアにも周知します。
- ・ ボランティアへの周知は、受け入れを行う災害ボランティアセンターでの説明会時にビラを配布し実施します（図表 4-8 参照）。
- ・ 市民や事業者に対して便乗ごみの排出、不法投棄及び野焼き等の不適正な処理を禁止する旨を広報します。

図表 4-8 広報資料の例

被災された方・ボランティアの皆様へのお願い

災害により発生したごみの出し方・仮置場での分別について

台風・豪雨により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

■仮置場で受け入れるごみ
家庭で災害により発生した以下のごみ

- 可燃物（プラスチック・衣類など）
- ガラス・陶磁器くず
- 瓦
- 金属くず
- 畳
- 木くず
- 粗大ごみ（家具類・布団類など）
- 家電類（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）
- 石膏ボード・スレート板

【持込できないごみ】

- 生ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- 事業所から出たごみ
- 産業廃棄物

■注意事項

- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- 透明・半透明な袋に入れてください。指定の袋でなくてもかまいません。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）を持ち込む場合は、しっかりと分別し、受付の係員にお伝えください。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場で、誘導員にしながら決められた場所においてください

場所：〇〇〇〇〇〇〇〇
開設期間：〇月〇日まで
開設時間：9:00～16:00

高齢者世帯等で、家の外にごみ運べない場合は、ボランティアセンター（電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇）へ相談してください。

【問合せ先】〇〇町 環境生活課 環境衛生係 電話〇〇-〇〇〇〇

災害により発生したごみの出し方 旧志賀中グラウンド仮置場のご案内

地震により家屋等で使えなくなった家財等に限り仮置場へ持ち込めます。

■仮置場で受け入れるごみは、災害により家庭で発生した以下のごみです。

- 可燃粗大ごみ（プラスチック家具・木製家具）
- 木くず
- 可燃粗大ごみ（畳・布団・じゅうたん）
- ガラス・陶磁器くず
- 壁材スレート
- 瓦
- コンクリート
- 金属くず
- 小型家電
- 家電リサイクル

■持ち込みできないごみ

- 可燃ごみ
- 資源ごみ
- 自動車（バス・トラック、乗用車、バイク、軽自動車）

上記2つは、通常のごみ収集日に、ごみステーションへ出してください。

- 志賀町以外で発生したごみ
- 産業廃棄物
- 危険なもの等

消火器・ガスボンベ、灯油、農薬、タイヤ、魚網、ロープ等

開設場所：旧志賀中グラウンド
（旧柳町の南町6-8-2）
開設期間：1月29日（月）～
開設時間：9:00～16:00
※12:00～13:00 昼休憩のため休止

■仮置場では誘導員に促して、決められた場所に下ろしてください。

■受付で災害ごみ分別の届出書を記入していただきます。

■搬入は21時までのご来店をお願いします。

■天候や安全確保により受付を中止する場合がございます。中止の際はホームページや志賀町の公式LINE等でお知らせします。

■注意事項

- 上記の区分ごとに分別してください。
- 持ち込んだごみは各自で下ろしていただきます。
- 仮置場の中に入っている食品等をすべて出してください。
- ブルーシート等で移送中にごみが飛散しないようにしてください。
- ストーブ、ファンヒーター等の灯油は、必ず空にしておいてください。

お問い合わせ先：志賀町役場 環境安全課 TEL 0767-32-9321

廃棄物分別	代表例	注意事項
①可燃粗大ごみ（プラスチック家具等）	衣箱ケース、ブックスタンド、椅子等	中身が入っていないか確認
②木くず	建材、木製家具	板根は受け入れ不可
③可燃粗大ごみ（畳・布団・じゅうたん）	畳、むしろ、布団、じゅうたん	
④ガラス・陶磁器くず	割れた茶碗・食器等	調味料の入れ物は空にする
⑤壁材スレート	石膏ボード、ケイカル板等	
⑥瓦	焼瓦、陶器瓦	土や砂を混ぜない
⑦コンクリート	コンクリート瓦、ブロック等	リサイクルするので焼瓦や陶器瓦、その他混入物を混ぜないようにする
⑧金属くず	自転車、車、缶等	主に金属が50%以上
⑨小型家電	電子レンジ、電気ポット、掃除機、炊飯器等	基本形にコンセントが付いているもの（家電リサイクル以外）
⑩家電リサイクル	エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機、テレビ	冷蔵庫の中身は空にする（生ごみ等は持ち込み厳禁）

<仮置場搬入ルート>

- 旧志賀中グラウンドの交差点を左折
- 約200m先を右折（看板あり）
- 横断部分を走行し、受付まで進んでください。
- （仮置場内）誘導員の指示に従い、下ろしてください。
- 仮置場出口を右折し、国道294号へ（出口専用）

出典：左...公益社団法人廃棄物・3R 研究財団ホームページ、右...令和6年能登半島地震における志賀町の広報資料

(5) 仮置場の開設・管理・運営 [~3日間]

【対応者： 資源管理班】

- 被害状況を踏まえて関係部局等と調整し、仮置場を設置します。設置が決定次第、住民・ボランティアへ情報を周知します。
- 廃棄物が混合状態とならないように看板や案内、サンプルごみを配置して分別を促します。
- 搬入者の荷下ろし時に管理員による説明や監視を実施します。
- 周辺の生活環境の支障を未然防止するため、環境保全対策を実施します。
- 粉じんやごみが飛散しないように定期的な散水作業、仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置、またはフレキシブルコンテナバッグへの保管等で対応します。
- 石綿を含む建材が仮置場へ搬入された場合は、シート掛けフレキシブルコンテナバッグでの保管等により飛散防止措置を実施します。
- 爆発性、発火性のある廃棄物は他の廃棄物とは隔離をとり、区分して保管します（仮置場内では火気厳禁）。
- 汚水が土壌へ浸透するのを防ぐため、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装やコンテナ、鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備の設置を検討します。その他、汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じます。
- 腐敗性のごみは、分別保管し早急に搬出し、災害廃棄物仮置場へは原則搬入しないこととします。
- 避難所等から感染性廃棄物が発生する場合は、専用容器等により安全に保管した上で適切に処理します。
- ガスボンベやリチウムイオン電池等の危険物は直射日光の当たらない場所等で安全に保管します。

(6) 災害廃棄物処理の記録 [~3日間]

【対応者： 総務班】

- 補助金の災害査定（被害状況の現地調査）に備え、処理の状況を文書や写真等により記録します。

【分岐点】

- 災害初動から適切な記録を残しておらず根拠が不足する場合は、災害報告書の作成に労力を要し補助金を満額受給できない場合があります。
- ⇒適切な根拠がある場合は、災害報告書を円滑に作成することができ、適正な補助金を受給できることが多いです。

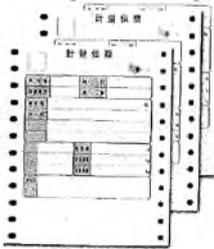
<災害初動から特に留意すべき事項：根拠の記録>

補助金申請に係る災害報告書作成に当たっては、各種事業を適切に記録しておくことが必要ですが、発災直後の自治体職員は混乱と多忙を極めることとなり、これらの記録が不十分であり災害報告書作成時に苦勞する事例が多数確認されています。このため、発災時の初動対応から災害報告書の作成を念頭に置いて各種記録を残すことが望ましいです。

図表 4-9 補助金申請に係る初動から特に留意すべき事項

<p>写真</p>	<p>ほぼ全ての作業において各種写真を撮影しておくことが望ましい。特に廃棄物や土砂の発生状況や仮置き状況等片づけてからでは取れないものに留意が必要である。</p>	
<p>仮置場設置 運営管理情報</p>	<p>市が設置する仮置場について、どの場所にいつからどのくらいの期間設置したかを写真と併せて記録する。発災直後に必要となる集積所等は、開設時期が早く、市の管理が行き届かない場合や、未管理仮置場が発生する可能性があるため留意が必要である。</p>	 <p>出典：平成 30 年 7 月豪雨に伴う広島市の災害廃棄物処理の記録（令和 3 年 3 月 環境省中国四国地方環境事務所 広島市）</p>
<p>作業日報</p>	<p>業務を委託する事業者に対して、どの作業に何日人（員数）が掛かったか証明できるように作業日報の記録・提出を指示する。また、市職員の作業日報や作業内容全体の日誌を記録することが望ましい。</p>	

4 災害廃棄物の処理体制の確保

伝票	事業に使用する重機や収集運搬車両他、資機材の使用履歴が確認できる各種伝票を作成・保管することを指示する。	
----	--	---

(7) 仮置場の増設・集約 [~1 週間]

[対応者： 総務班、 資源管理班、 処理班]

- ・ 発災から 1 週間程度経った時点で、仮置場の管理運営状況の確認を行います。
- ・ 仮置場が不足する場合や、使用している仮置場が満杯になった場合には仮置場の増設を検討します。
- ・ 仮置場の増設に当たっては、初動に設置した事項と同様の手順で検討します。
- ・ 仮置場が満杯になった場合に、別の仮置場へ災害廃棄物を移動（横持ち）した場合の費用は補助金の対象とならない場合があるため留意が必要です。

(8) 委託業者・排出先との業務調整 [~1 週間]

[対応者： 総務班、 資源管理班、 処理班]

- ・ 発災から 1 週間程度経過した時点で、小平・村山・大和衛生組合の処理施設や収集運搬・中間処理等を行う民間事業者との業務調整を行います。
- ・ 組合での災害廃棄物処理の調整に当たっては、平時のごみ処理体制を踏まえて組合及び東大和市、武蔵村山市と協議し災害廃棄物の処理量を検討します。
- ・ 民間事業者への初動の委託が協定に基づき無償支援による場合は、無償期間の作業内容確認を委託業者と事前に確認します。
- ・ 初動対応期間終了後は、当市と支援団体に協議し、有償での業務委託に順次移行します。
- ・ 無償支援の期間中に有償委託に移行するための予算を確保します。

(9) 災害廃棄物の処理可能量の把握 [~1 週間]

[対応者： 総務班、 処理班]

- ・ 災害発生時には施設の被災状況に応じて、小平・村山・大和衛生組合へ連絡し、発災後の当市分の具体的な災害廃棄物の処理可能量を確認します。

(10) 状況に応じた支援の要請・支援の受入れ [~1 週間]

[対応者： 総務班、 受援班、 資源管理班、 処理班]

- ・ 被災情報や平時の処理施設の処理可能量等を基に、支援要否を判断します。
- ・ 処理に関する支援が必要とされる場合は、都や近隣自治体へ支援要請を行います。状況によっては、都や国が主導することもあるため、どのような経路で支援要請するのか確認をします。
- ・ 支援要請に当たっては、可能な範囲で具体的な要請数量を提示できるよう準備をします。
- ・ 支援団体の受入れに当たっては、2(7)と同様に、適切な配置及び管理を行います。
- ・ 受援内容については、2(8)と同様に文書等で記録します。

【分岐点】

- 小平・村山・大和衛生組合の施設が被災し稼働できない場合は、別途施設に災害廃棄物に加えて通常の生活ごみの処理も支援要請することが必要な場合があります。
- ⇒小平・村山・大和衛生組合の施設に被害がない場合は通常の生活ごみを処理しながら、さらに可能な限り災害廃棄物の処理も行います。

(1 1) 環境モニタリングの実施 [~1 週間]

【対応者： 資源管理班】

- ・ 仮置場返還時のトラブル防止のため、使用前に環境モニタリングを行います。
- ・ 仮置場使用中も周辺の生活環境に影響を与えていないか確認するための環境モニタリングを行います。
- ・ 環境モニタリングは、図表 4-10 の項目について実施することを原則として、被災状況や仮置場の状況を踏まえてモニタリング項目を決定します。

図表 4-10 仮置場での環境モニタリング実施内容

測定項目	基本的な考え方
大気・臭気	災害廃棄物処理機器(選別機器等)、腐敗性廃棄物(食品廃棄物等)がある場合はその影響が大きいと想定される場所。 災害廃棄物処理現場の風下で周辺に住居や病院等の環境保全対象が存在する位置。
騒音・振動	騒音や振動の大きな作業を伴う場所(重機使用場所等)。 作業場所から距離的に最も近い住居等。
土壌等	事前に集積する前の仮置場のレイアウト案を考慮して 10 地点程度を選定。 仮置場を復旧する際に、事前調査地点や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所。
水質	雨水の排水出口近傍や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所。

出典：「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成 31 年 4 月 1 日改定)【技 18-5】を基に作成

(1 2) 思い出の品・貴重品の回収、清掃・管理、引渡し・記録 [~1 ヶ月]

【対応者： 総務班、 資源管理班】

- ・ 思い出の品は、市民が持ち込んだ片付けごみ以外で仮置場に持ち込まれた土砂混じり廃棄物等を対象とし確認されたものを市で保管します。(市民が自ら持ち込んだ片付けごみには思い出の品は含まれません)
- ・ 所有者等が不明な貴重品(株券、金券、商品券、古銭、貴金属等)は、速やかに警察に届けます。
- ・ 思い出の品が泥等で汚れている場合は、洗浄、乾燥し、保管・管理します。
- ・ 思い出の品を保管していることを住民に広報し、引渡しの機会を作り、持ち主に戻すようにし、その記録を行います。

対象品目の例:アルバム、写真、位牌、賞状、成績表、写真、手帳、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジカメ等これらに類するもの、貴重品(財布、通帳、印鑑、貴金属類、金庫、金券、商品券、古銭)等

4 災害廃棄物の処理体制の確保

(13) マスコミ(報道機関)の対応[~1ヶ月]

【対応者: 総務班】

- ・ 一定規模以上の災害発災直後は、報道機関からの問合せや取材の要望が寄せられることが多いため、報道対応の責任者及び担当者を決めて対応にあたります。
- ・ 報道対応の内容については災害対策本部と連携を保ち、確実に正確な情報を発信します。
- ・ 報道対応を行った担当者は、報道対応の総括責任者に報告します。
- ・ 報告を受けた報道対応の責任者は、関係者へ対応した内容を共有します。

5 継続的な一般廃棄物処理体制の確保

市は、生活ごみ・避難所ごみやし尿の収集運搬・処理に加えて、災害廃棄物の処理を継続するとともに、その他の対応(民間事業者等への委託契約事務、都への事務委託等)を開始します。それらを長期的に継続するため、必要な予算、交代要員等を考慮した体制を確保します。

さらに、回収した災害廃棄物の処理(処理困難物、家電リサイクル法対象品目を含む)等を進めるため、災害廃棄物の処理方針を検討します。

図表 5-1 継続的な一般廃棄物処理体制の確保の役割分担表

赤字：判断分岐点

項目	時間軸	総務班	受援班	資源管理班	処理班
5 継続的な一般廃棄物処理体制の確保	～1ヶ月	(1)継続的な一般廃棄物処理体制への移行			
		(2)災害廃棄物処理実行計画の作成 赤字 判断分岐	(2)災害廃棄物処理実行計画の作成 赤字 判断分岐	(2)災害廃棄物処理実行計画の作成 赤字 判断分岐	(2)災害廃棄物処理実行計画の作成 赤字 判断分岐
		(3)損壊家屋の解体撤去 赤字 判断分岐			
		(4)一括委託による搬出			(4)一括委託による搬出
		(5)災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保	(5)災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保	(5)災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保	(5)災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保

(1) 継続的な一般廃棄物処理体制への移行 [~1ヶ月]

【対応者： 総務班】

- ・ 発災後の短期間に膨大な業務が発生すること及び対応が長期化することを踏まえ、外部応援の活用を前提に、交代要員の確保や作業員のローテーションを行います。
- ・ 職員の負荷軽減のため、都とも適宜相談しつつ、民間事業者や関係団体等に業務を委託します。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成 [~1ヶ月]

【対応者： 総務班、 受援班、 資源管理班、 処理班】

- ・ 発災前に作成した小平市災害廃棄物処理計画にもとづき、都が作成する基本方針・実行計画がある場合は参考にし、災害廃棄物処理実行計画の作成を検討します。
- ・ 処理実行計画作成にあたり、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、処理フロー、処理スケジュール等を作成し、災害の規模に応じて災害廃棄物処理実行計画を作成します。
- ・ 処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。
- ・ 処理実行計画は、総務班が全体を統括し作成しますが、個々の必要な情報は図表 5-2 に示す様に、各担当が情報の収集や実務作業を担当します。

5 継続的な一般廃棄物処理体制の確保

図表 5-2 災害廃棄物処理実行計画策定に係る主な対応の役割分担表

災害廃棄物処理実行計画での検討項目		対応する主な役割
地域内の被災状況把握		総務班、 受援班、 処理班
災害廃棄物の発生状況	仮置場必要面積の推計	資源管理班、 処理班
	し尿発生量の推計	処理班
	処理の実績	総務班、 処理班
処理の基本的な流れ	災害廃棄物の収集・処理	総務班、 処理班
	し尿の収集・処理	処理班
処理期間の決定		総務班、 資源管理班、 処理班
処理体制の決定		総務班、 資源管理班、 処理班
災害廃棄物の集積	仮置場の設置	資源管理班
	仮置場の運営	資源管理班
災害廃棄物の処理処分	処理・処分先の検討	総務班、 処理班
	処理フローの作成	総務班、 処理班
	収集運搬	処理班
環境モニタリング		資源管理班
進捗管理		総務班

処理実行計画策定全体は総務班が統括する。

【分岐点】

- ➔ 災害規模が小さく処理期間が数か月程度の短期間の場合は、災害廃棄物処理実行計画を作成せずに、災害廃棄物発生推計量、処理期間、処理フロー等のみを作成し災害報告書に添付する場合があります。
- ⇒ 特定非常災害に指定されるような比較的規模の大きな災害で、処理に1年以上の期間を要する場合は、災害廃棄物処理実行計画を作成することが効率的な処理のために望まれます。

(3) 損壊家屋等の解体撤去 [~1ヶ月]

【対応者： 総務班】

- ・ 損壊家屋等の解体撤去は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うものです。
- ・ ただし、特定非常災害に指定される等、災害の規模が大きい場合は、市町村は国庫補助金を活用して、損壊家屋等の解体撤去を実施することができます。
- ・ このため、発災後は国や都等の関係者へ、損壊家屋等の解体撤去の国庫補助金対象の有無について確認を行います。

5 継続的な一般廃棄物処理体制の確保

図表 5-3 解体・撤去の方針決定～実施の流れ

項目		内容
方針決定	実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体・撤去スケジュール、方針の決定 ・ 解体の場合の解体業者との委託契約 ・ 解体災害廃棄物の仮置場での受入れ量の調整
	対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部との調整 ・ 対応チームでの実行スケジュール作成
	実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体家屋所有者との打合せ ・ 解体撤去の前後の写真等の記録 ・ 解体撤去物の適正な処分 ・ 解体の優先順位の決定 ・ 原則、解体撤去の実施については、片付けごみを仮置場から搬出した後に実施する(管理が複雑になるため)
実施	実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査、所有者による確認 ・ 解体現場周辺への環境安全対策の検討 ・ 周辺住民との調整 ・ 解体・撤去の実施
	対応者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応チーム ・ 災害対策本部
	実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者との連絡 ・ 周辺住民との調整 ・ 解体事業者との調整 ・ 処分先との調整 ・ 上記の調整を行い、解体の実施

【分岐点】

- ➡ 災害規模が小さく特定非常災害に指定されない場合は、損壊家屋等の解体撤去は原則、国庫補助金の対象外となります。
- ⇒ 災害規模が大きく特定非常災害に指定される場合は、損壊家屋等の解体撤去は原則、国庫補助金の対象になります。なお、原則として、全壊の家屋等が対象ですが、被害の状況によっては、国の特例措置により、半壊の家屋等まで拡大される場合があります。

(4) 一括委託による搬出 [~1ヶ月]

【対応者： 総務班、 処理班】

- ・ 仮置場が以下の様な状態となった場合は、災害廃棄物処理経験を有する大手民間事業者等へ災害廃棄物処理を一括委託することで状況が改善した事例があります。

- ✓ 仮置場が混合状態で分別スペースがなく現地での分別が困難で、他の仮置場へ移動することが困難な場合
- ✓ 学校のグラウンドが仮置場として使用された場合等復旧復興のために早期に廃棄物を撤去する必要がある場合
- ✓ 悪臭や火災の発生等、著しい生活環境保全上の支障が生じている場合。

- ・ 民間事業者への一括委託は、緊急的な対応であり、手順や費用等によっては国庫補助の対象外となる可能性があることに留意が必要です。

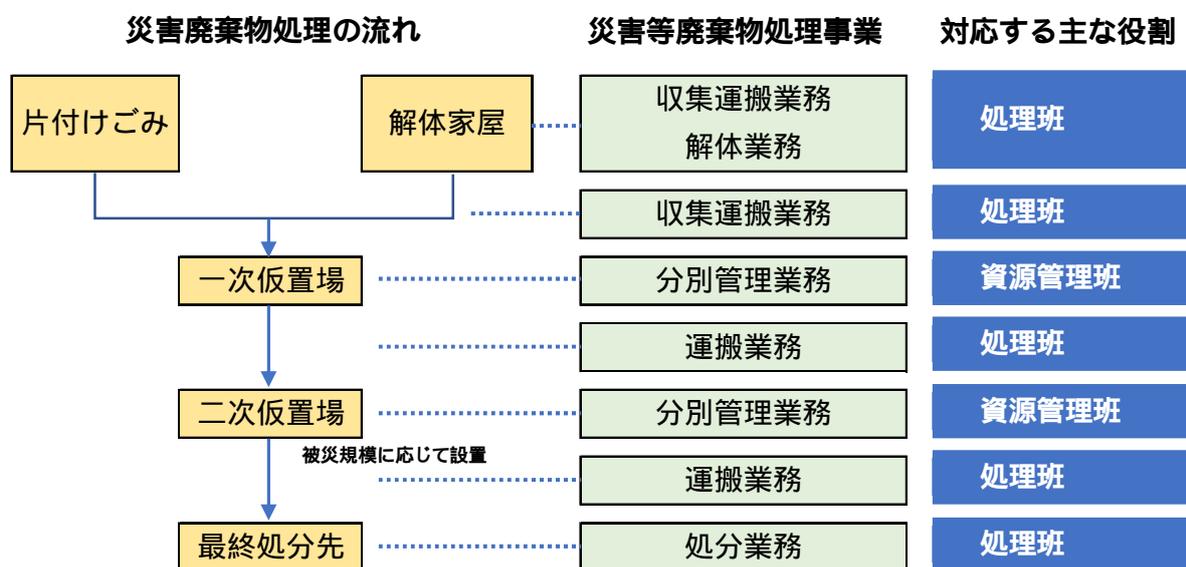
5 継続的な一般廃棄物処理体制の確保

(5) 災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保 [~1ヶ月]

[対応者: 総務班、受援班、資源管理班、処理班]

- ・ 災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保のために、補助金の採択要件を満たすこと、経費の必要性や数量・単価の根拠を確認する資料として災害報告書を作成します。
- ・ 災害報告書は、総務班が全体を管理し作成しますが、個々の必要な情報は図表 5-4 に示す様に、各担当が情報の収集や実務作業を担当します。
- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請方法等に係る手続き等の詳細は「災害関係業務事務処理マニュアル(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 令和4年11月改訂)」に示されています。
- ・ 災害査定の日程は、災害発生から約2~3ヶ月後に実施されることが多く、夏季に水害が発生した場合は同年の年末までに実施されることが多いです。

図表 5-4 災害廃棄物処理の流れと対応する災害廃棄物等処理事業の関係性



- ・ 災害査定は事業完了前に実施されるため、事業の数量・経費は実施済みの出来高だけでなく実施前の推計量も使用されることに留意が必要です。
- ・ 実施済みの出来高は根拠を示しやすいですが、推計量は客観的に妥当性のある推計方法や根拠を明示する必要があります。
- ・ 特に家屋被害棟数、災害廃棄物発生量、解体家屋数等は災害査定時には推計量を用いる必要がある場合が多くなります。
- ・ 推計方法は災害種別や被災状況に応じて適切な方法を検討することが必要となります。
- ・ 災害報告書の作成に当たっては、被災経験がある自治体から実際の災害報告書の写しを借用し参照することが災害報告書の作成に極めて有用です。

5 継続的な一般廃棄物処理体制の確保

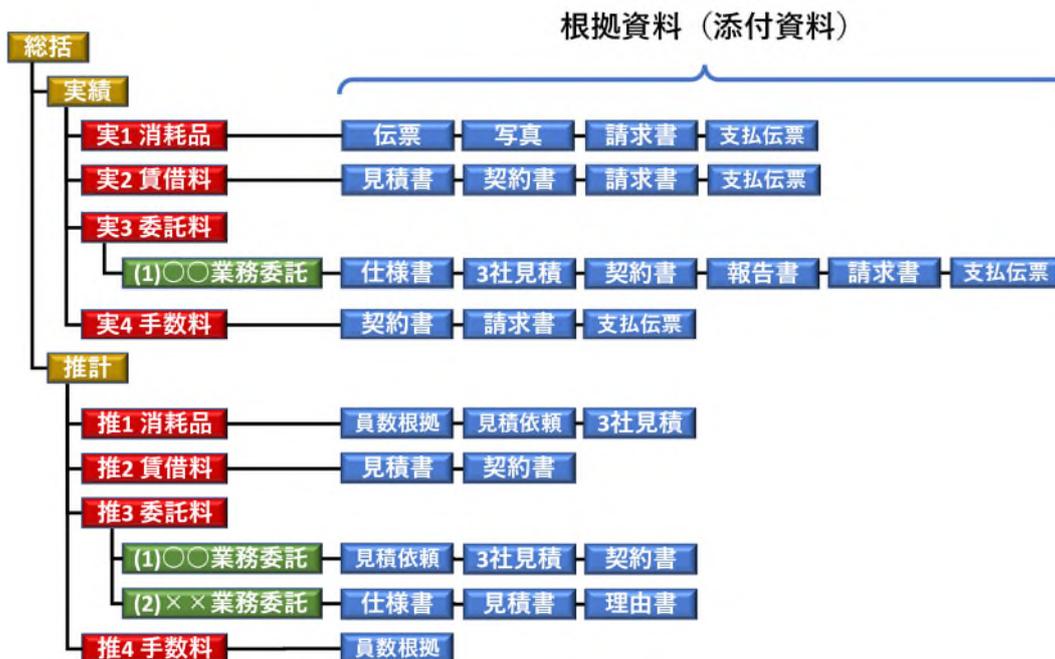
- ・ 災害報告書は事業費見込額を含む、事業の概要を記載する「災害報告書鑑」と添付資料で構成されます。

図表 5-5 災害報告書の構成例

災害報告書(鑑) 事業費算出内訳(別紙) 添付資料 (1) 気象データ (2) 行政区域図等 (3) 被災写真(被災状況、仮置場) (4) 廃棄物発生量推計(処理フロー図) (5) 事業費算出内訳の根拠資料
--

- ・ 災害報告書作成は「災害関係業務事務処理マニュアル(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 令和4年11月改訂)」を参考にして、必要に応じて都や関東地方環境事務所と連携して行います。災害報告書のうち、事業費算出内訳の根拠資料の整理例を図表 5-6 に示します。

図表 5-6 事業費算出内訳の根拠資料の整理例



- ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請方法等に係る手続き等で参考となる資料等を図表 5-7 に示します。

図表 5-7 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の申請方法等に係る手続き等で参考となる資料等

- 「災害関係業務事務処理マニュアル」(環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 令和4年11月改訂)
- 「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金 交付要綱等」(環境省 HP <https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/subsidy/index.html>)
- 「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」(平成30年3月 環境省東北地方環境事務所 関東地方環境事務所)
- 「模擬的な災害報告書」(令和3年3月 中国四国地方環境事務所)

6 応急対応期

(1) 発生量、要処理量、処理可能量の見直し

発災直後等は、災害対策本部による建物被害情報が明らかになっていないことが多いため、航空写真等の建物情報と現地確認等の実被害範囲との重ね合わせ等により被害棟数を推計します。被害認定調査により徐々に精度が高くなる建物被害情報等により推計値の修正をかけます。

また、発生量推計においては、片付けごみ、解体廃棄物以外にも、散乱ごみや、市街地に流入した木、枝葉や土砂等は、被害の状況に応じて、適宜発生量推計値に追加、見直しを行います。

活用できる情報は次の内容が例として挙げられます。

図表 6-1 発生量推計の見直しに活用できる情報例

災害種別	情報
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実被害範囲図(現地確認や気象庁発表の実際の震度分布図・液状化情報、国や都が発表する火災等の発災状況等) 複数の情報があると精度向上 ✓ 航空写真等の地図情報から建物状況
水害	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実被害範囲図(現地確認や、気象庁発表資料、人工衛星画像等の浸水範囲等)及び浸水深 ✓ 堤防の決壊場所における高さの現地確認(決壊ポイントごとの高さ情報) ✓ 航空写真等の地図情報から建物状況等 ✓ 土砂や湿潤した廃棄物の影響等を考慮(推計値の 1.25 ~ 2 倍)

(2) 環境モニタリングの継続

災害廃棄物処理に係る主な環境影響と要因を図表 6-2、主な環境保全策を図表 6-3 に示します。

図表 6-2 災害廃棄物処理に係る主な環境影響と要因

影響項目	対象	主な環境影響と要因
大気	被災現場 (解体現場等)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解体・撤去作業に伴う粉じんの飛散 ✓ アスベスト含有廃棄物(建材等)の解体に伴う飛散
	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物等運搬車両の走行に伴う排ガスによる影響 ✓ 廃棄物等運搬車両の走行に伴う粉じんの飛散
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 重機等の稼働に伴う排ガスによる影響 ✓ 中間処理作業に伴う粉じんの飛散 ✓ アスベスト含有廃棄物(建材)の処理によるアスベストの飛散 ✓ 廃棄物からの有害ガス、可燃性ガスの発生
騒音・振動	被災現場 (解体現場等)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 解体・撤去等の作業時における重機等の使用に伴う騒音・振動の発生
	運搬時	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 仮置場での運搬車両の走行による騒音・振動の発生 ✓ 仮置場内での破砕・選別作業における重機や破砕機等の使用に伴う騒音・振動の発生
土壌	被災現場	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 被災地内のPCB廃棄物等の有害物質による土壌への影響
	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 仮置場内の廃棄物からの有害物質等の漏出による土壌への影響
臭気	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 仮置場内の廃棄物及び廃棄物の処理に伴って発生する臭気による影響
水質	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 仮置場内の廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共用水域への流出 ✓ 降雨等に伴って仮置場内に堆積した粉じん等の濁りを含んだ水の公共用水域への流出
その他(火災)	仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物(混合廃棄物、腐敗性廃棄物等)による火災発生

出典：「災害廃棄物対策指針(改定版)」(環境省、平成 31 年 4 月 1 日改定)【技 18-5】を基に作成

図表 6-3 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ➢ アスベスト含有廃棄物(建材等)の保管・処理による飛散 ➢ 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 定期的な散水の実施 ✓ 保管、選別、処理装置への屋根の設置 ✓ 周囲への飛散防止ネットの設置 ✓ フレコンバッグへの保管 ✓ 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ✓ 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ✓ 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ✓ 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ✓ 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ➢ 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 低騒音・低振動の機械、重機の使用 ✓ 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 敷地内に遮水シートを敷設 ✓ PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 腐敗性廃棄物の優先的な処理 ✓ 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 敷地内に遮水シートを敷設 ✓ 敷地内で発生する排水、雨水の処理 ✓ 水たまりを埋めて腐敗防止

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（環境省、平成31年4月1日改定）【技 18-5】を基に作成

（3）損壊家屋等の撤去の継続

損壊家屋等の撤去の継続を行います。災害の規模にもよりますが、公費解体を実施する場合は、受付期間を設定し、損壊家屋等の撤去が復旧復興の妨げにならないよう、速やかに撤去等を実施します。

（4）広域的な処理・処分

平常時の処理体制で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、近隣区市や廃棄物処理事業団体との応援協定に基づき、調整を行うほか、都への要請により、近隣の区市等との広域調整を行うことを検討します。

広域的な調整により、応援を受ける内容としては以下が考えられます。

図表 6-4 広域的な調整による受援内容例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➢ 倒壊建物等の解体・撤去 ➢ 一次仮置場までの収集運搬・一次仮置場における分別、処理 ➢ 一次仮置場からの収集運搬・二次仮置場における分別、処理 ➢ 二次仮置場からの収集運搬 ➢ 処理(自動車、家電、PCB等特別管理廃棄物、災害廃棄物等) |
|--|

（5）有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

市で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ都及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定めます。

6 応急対応期

災害時における有害・危険性廃棄物の収集・処理方法（例）を図表 6-5、有害・危険製品注意事項を図表 6-6、太陽光発電設備の取扱いに関する留意事項を図表 6-7 に示します。

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行います。人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要します。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水等による防塵対策の実施等、労働環境安全対策を徹底します。

図表 6-5 災害時における有害・危険性廃棄物の収集・処理方法（例）

区分	項目	収集方法	処理方法	
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品ではないもの）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却	
	塗料、ペンキ		焼却	
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破碎、選別、リサイクル
		ボタン電池	電器店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）	
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル	
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	
	カセットボンベ・スプレー缶	不適切な方法で穴を開けると火災が発生するおそれがあるため、使い切ってから排出する場合は、穴開けをしない方が望ましい	破碎	
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイクル	
感染性廃棄物（家庭）	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集、指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立	

※以下の品目については、該当する技術資料等を参照のこと。

アスベスト：【技 24-14】 廃石綿・石綿含有廃棄物の処理

PCB 含有廃棄物電気機器：PCB 含有廃棄物について（第一報：改訂版）（国立環境研究所）

フロンガス封入機器（冷蔵庫、空調機等）：【技 24-6】 家電リサイクル法対象製品の処理

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（環境省、令和 5 年 1 月 20 日改定）【技 24-15】

図表 6-6 有害・危険製品注意事項

種類	注意事項
農薬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 容器の移し替え、中身の取り出しをせず、許可のある産業廃棄物業者または回収を行っている市町村以外には廃棄しない。 ・ 毒物または劇物の場合は、毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められている。 ・ 指定品目を一定以上含むものや、強酸・強アルカリに類するものは特別管理産業廃棄物に区別されることがある。
塗料 ペンキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の場合は、許可のある産業廃棄物処理業者に処理を委託する。 ・ 一般廃棄物の場合は、少量なので中身を新聞等に取り出し固化させてから可燃ごみとして処理し、容器は金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。 ・ エアゾール容器は、穴を開けずに中身を抜いてから容器を金属ごみまたはプラスチックごみとして処理する。
廃電池類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・ 水銀を含むボタン電池等は、容器を指定して保管し回収ルートが確立するまで保管する。 ・ リチウム電池は発火の恐れがあるので取扱いに注意を要する。
廃蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場で分別保管し、平常時の回収ルートにのせる。 ・ 破損しないようドラム缶等で保管する。
高圧ガス ボンベ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流失ボンベは不用意に扱わず、関係団体に連絡する。 ・ 所有者が分かる場合は所有者に返還し、不明の場合は仮置場で一時保管する。
カセット ボンベ・ス プレー缶	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部にガスが残存しているものは、メーカーの注意書きに従うなど安全な場所及び方法でガス抜き作業を行う。 ・ 完全にガスを出し切ったものは金属くずとしてリサイクルに回す。（穴を開けなくてもよい。）
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場で分別保管し、日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理を委託する。 特定窓口、指定取引場所の照会⇒㈱消火器リサイクル推進センター (http://www.ferpc.jp/recycle/index.html)

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（環境省、令和5年1月20日改定）【技 24-15】

図表 6-7 災害により破損した太陽光発電設備の取扱いに関する留意事項

項目	留意事項
分別保管・立入の防止	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 感電等の危険性があることや、重金属が含まれている場合があること、アルミフレーム等の有用資源が含まれていること等から、可能な限り分別保管することが求められている。 ➤ 太陽電池モジュールによる感電、怪我を防止するため、みだりに人が触るのを防ぐための囲いを設け、貼り紙等で注意を促す。
感電の防止	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 感電を防止するよう十分に注意する。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 太陽電池モジュールは、受光面に光が当たると発電する。 ✓ 太陽光発電設備のパワーコンディショナや、太陽電池モジュールと電線との接続部は、水没・浸水している時に接近または接触すると感電する恐れがある。 ✓ 降雨等の影響でモジュール内部に水が溜まっている場合、感電の恐れがある。 ➤ 感電防止のためには太陽電池モジュールの受光面を下にするか、または受光面をブルーシート等の遮光用シートで覆い、発電しないように留意する。 ➤ 必ず厚手のゴム手袋をして作業すること。
水濡れ防止	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ガラスが破損した太陽電池モジュールは雨水等の水濡れによって含有物質が流出する恐れや感電の危険性が高まる恐れがあるため、水濡れ防止策をとるよう努めるとともに、土壌等の汚染が生じることが無いように環境対策を実施する。
怪我や転落事故の防止	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 太陽電池モジュールは大部分がガラスで構成されていることから、保護帽、厚手のゴム手袋、保護メガネ、作業着等を着用する等により、解体・撤去作業時の怪我を防止するよう十分に注意する。 ➤ 作業場所の広さが不十分であることは事故の原因になりうることから、十分な広さの作業場所を確保する。 ➤ 住宅や建物に設置されている太陽光発電設備を解体・撤去する場合には、適切な足場、養生シート、親綱・安全帯・保護帽・安全靴等の設置・使用によって、屋根からの転落を防止する。

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（環境省、令和5年3月31日改定）【技 24-16】を基に作成

7 災害復旧・復興期

(1) 進行管理

市は、災害廃棄物の処理状況、業務の達成状況、人材、資機材、仮置場や処理施設等の状況を把握し、進行管理を行います。

処理実績の管理として、数字での整理のほか、写真や図面等で記録を残します。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の見直し

市は、以下の時期において、災害廃棄物処理実行計画の見直しを実施します。

- 災害廃棄物の推計量を見直した時
- 広域処理の受入見込み量を修正した時
- 当初の計画に大きな変更が生じた時

(3) 仮置場の原状復旧

市は、仮置場等を閉鎖した場合は、閉鎖した旨と閉鎖後に排出された災害廃棄物の処理方法を市民に周知します。

また、閉鎖した仮置場等について、必要に応じて土壌調査等の環境測定を実施し、安全性を確認します。

(4) 復興資材の活用

市は、災害廃棄物を再資源化した復興資材を、都及び市発注工事をはじめとする公共事業に積極的に活用します。事業者にも復興資材の活用を促します。

ToDo リスト

総務班						
時間軸	ToDoリスト		ページ	チェック		
～12時間	1	身の安全の確保	各職員は、自らの身の安全を確保します。	p.5	<input type="checkbox"/>	
			来庁している住民等の安全も確保します。	p.5	<input type="checkbox"/>	
	2	通信手段の確保・連絡体制の確立	組織体制を構築していくために、必要となる通信連絡手段を確保するとともに連絡窓口を確認します。	p.5	<input type="checkbox"/>	
			内外部組織との通信手段として、携帯電話、移動式防災行政無線等の通信機器を確保します。	p.5	<input type="checkbox"/>	
			都や協定締結先等の外部機関との連絡手段を確保し、連絡窓口を決定します。	p.5	<input type="checkbox"/>	
			管轄の処理施設、委託先の処理施設の職員との連絡手段を確保します。	p.5	<input type="checkbox"/>	
	3	安否情報・参集状況の確認	被災現場にいる職員との連絡手段を確保します。	p.5	<input type="checkbox"/>	
			庁内で定められた安否状況の確認手順や、非常時の参集方法のルール等に従って、関係職員の状況を把握します。	p.5	<input type="checkbox"/>	
			各職員はあらかじめ決められた安否確認の手順に従い、本人及び家族の安否や、参集予定に関する情報を報告します。	p.5	<input type="checkbox"/>	
			非常時の参集ルールに則って登庁を要請します。	p.5	<input type="checkbox"/>	
	4	災害時組織体制への移行 判断分歧	廃棄物処理の委託先における参集状況（業務継続に必要な要員を確保できそうか）を確認します。	p.5	<input type="checkbox"/>	
			地域防災計画に従って、災害廃棄物対策組織を発動するが、職員の参集状況に応じて暫定的発動を行い、支援人材等も含めて段階的に組織を構成していきます。	p.6	<input type="checkbox"/>	
			地域防災計画等に定められた災害対策本部の役割分担等に基づき、人員を配置し、組織体制と指揮命令系統を確立します（参集した職員で対応を開始します）。	p.6	<input type="checkbox"/>	
			職員の参集状況により必要な人員を確保できない場合は、庁内での人の融通や他の自治体から派遣される支援要員も考慮し、段階的に体制構築を試みます。	p.6	<input type="checkbox"/>	
			災害廃棄物処理に係る初動期の業務について、各職員の役割分担を明確化します。	p.6	<input type="checkbox"/>	
			災害廃棄物処理に係る責任者を決定し指揮命令系統を構築します。	p.6	<input type="checkbox"/>	
～24時間	5	被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有 (受援班、 処理班と共通)	責任者を中心に、初動期に必要な災害廃棄物処理業務の一覧表に基づき、各職員の役割分担を決定し、役割分担を明確化します。	p.6	<input type="checkbox"/>	
			災害廃棄物への対応を検討していくための基本となる被害状況を収集し、整理します。	p.7	<input type="checkbox"/>	
			災害対策本部を通じて市全体の被害情報を収集します。	p.7	<input type="checkbox"/>	
			一般廃棄物の処理施設や収集運搬業者等の被害情報を収集します。	p.7	<input type="checkbox"/>	
			下水処理施設、下水道の被害状況を確認します。	p.7	<input type="checkbox"/>	
			必要に応じて直接、被災現場に赴き情報を取得します。なお、現地確認においては、現地の安全確認のうえ必要な保護具等を準備して活動します。	p.7	<input type="checkbox"/>	
	6	翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 判断分歧 (処理班と共通)	避難所の開設状況、避難者数を把握します。指定避難所以外の情報も可能な限り収集します。	避難所の開設状況、避難者数を把握します。指定避難所以外の情報も可能な限り収集します。	p.7	<input type="checkbox"/>
				避難所の仮設トイレの設置状況、ごみの排出状況等、衛生状態を把握します。必要に応じ避難所に赴き情報を取得します。	p.7	<input type="checkbox"/>
				収集した情報の一部は、都や関係団体と共有します。	p.7	<input type="checkbox"/>
				収集した被害情報を基に、翌日以降の廃棄物処理の可否を判断し、当面（発災から1週間程度）の廃棄物処理業務が継続可能か検討します。	p.9	<input type="checkbox"/>
				廃棄物処理施設の状況から平時と同様の廃棄物処理が可能か確認します（処理施設との連携）。	p.9	<input type="checkbox"/>
				廃棄物処理施設の修理等が必要な場合は、復旧までの見込み時間を検討します。	p.9	<input type="checkbox"/>
7	災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 (処理班と共通)	収集運搬車両の被害状況から、収集運搬業務の再開の可否を確認します（委託業者との連携）。	収集運搬車両の被害状況から、収集運搬業務の再開の可否を確認します（委託業者との連携）。	p.9	<input type="checkbox"/>	
			稼働可能な収集運搬車両の台数は委託先も含めた台数を整理します。	p.9	<input type="checkbox"/>	
			稼働可能な収集運搬能力が不足する場合は、必要台数を検討します。	p.9	<input type="checkbox"/>	
			災害廃棄物発生量の推計に向けて必要な被害情報等の収集を開始します。	p.9	<input type="checkbox"/>	
			建物被害棟数（全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水等）に基づき、がれき等の災害廃棄物発生量を推計します。	p.9	<input type="checkbox"/>	
			避難所の避難者数から仮設トイレの設置数、避難所ごみ発生量等を推計します。	p.9	<input type="checkbox"/>	
～3日間	8	被害状況に応じた支援要請 判断分歧 (受援班と共通)	被害情報等を基に、支援要否を判断します。	p.9	<input type="checkbox"/>	
			ごみ収集車両の運行可能台数の情報と、避難所ごみ発生量推計から、必要な車両台数を整理し、都及び協定締結先等への支援要請の要否を判断します。	p.9	<input type="checkbox"/>	
			避難所の開設状況と仮設トイレの設置状況から、仮設トイレから発生するし尿の収集運搬に必要な車両台数を整理し、都及び協定締結先等への支援要請の要否を判断します。	p.9	<input type="checkbox"/>	
	9	都、国の処理方針の確認 (受援班と共通)	片付けごみの発生量推計、集積状況等から運搬に必要な車両の仕様と台数を整理し、都及び協定締結先等への支援要請の要否を判断します。	片付けごみの発生量推計、集積状況等から運搬に必要な車両の仕様と台数を整理し、都及び協定締結先等への支援要請の要否を判断します。	p.9	<input type="checkbox"/>
				市独自で処理が行えないと判断される場合には、災害支援協定リストを活用し、都や協定締結団体等へ支援を要請します。	p.10	<input type="checkbox"/>
				被災状況により都への事務委託を検討します。	p.11	<input type="checkbox"/>
		委託する場合は、委託先（都）との連携を踏まえた災害廃棄物処理体制を構築します。	p.11	<input type="checkbox"/>		

総務班					
～3日間	10	災害廃棄物処理に係る進捗管理	総務班は、関係各班から災害廃棄物処理に係る情報を集約し、計画的に処理が進んでいるか進捗管理を行います。	p.11	□
			災害等廃棄物処理事業費補助金申請を行う場合等、災害廃棄物処理に係る情報を初動から記録します。	p.11	□
			災害廃棄物処理の進捗だけでなく、業務の進捗や処理に関わる人員のマネジメントも含めて管理します。	p.11	□
			都や国からも情報提供が求められるため、整理した進捗状況等を、定期的に報告できるよう情報を整理します。	p.11	□
			住民や議会等へ報告できるよう、庁内でも整理した進捗状況等について情報共有します。	p.11	□
11	災害廃棄物処理の記録 判断分岐	補助金の災害査定（被害状況の実地調査）に備え、処理の状況を文書や写真等により記録します。	p.23	□	
～1週間	12	支援の受け入れ・配置先管理 （ 受援班と共通）	支援団体に対して執務スペース・駐車場等を確保します。	p.12	□
			調整・指示を行う市側の担当窓口を支援団体ごとに一本化します。	p.12	□
			複数の人員が派遣される場合、複数団体が同種の業務に従事する場合には、できるだけ支援団体側で業務を統括するリーダーを置きます。	p.12	□
			支援者のスキルを踏まえ、適切に配置し、管理します。	p.12	□
			支援者に対して、専門能力等に応じた適切な配置先を決定するとともに、支援者の業務の進捗管理等を行います。	p.12	□
	13	無償支援の期間の協議	別途作業を依頼する場合等、これにより難しい場合は、当市と支援団体との間で個別に協議します。	p.13	□
			初動対応期間終了後は、当市と支援団体で協議し、有償での業務委託に順次移行します。	p.13	□
			無償支援の期間中に有償委託に移行するための予算を確保します。	p.13	□
	14	仮置場の増設・集約 （ 資源管理班、 処理班と共通）	発災から1週間程度経った時点で、仮置場の管理運営状況の確認を行います。	p.25	□
			仮置場が不足する場合や、使用している仮置場が満杯になった場合には仮置場の増設を検討します。	p.25	□
			仮置場の増設に当たっては、初動に設置した事項と同様の手順で検討します。	p.25	□
	15	委託業者・排出先との業務調整 （ 資源管理班、 処理班と共通）	発災から1週間程度経過した時点で、小平・村山・大和衛生組合の処理施設や収集運搬・中間処理等を行う民間事業者との業務調整を行います。	p.25	□
			組合での災害廃棄物処理の調整に当たっては、平時のごみ処理体制を踏まえて組合及び東大和市、武蔵村山市と協議し災害廃棄物の処理量を検討します。	p.25	□
			民間事業者への初動の委託が協定に基づき無償支援による場合は、無償期間の作業内容確認を委託業者と事前に確認します。	p.25	□
			初動対応期間終了後は、当市と支援団体で協議し、有償での業務委託に順次移行します。	p.25	□
16	災害廃棄物の処理可能量の把握 （ 処理班と共通）	無償支援の期間中に有償委託に移行するための予算を確保します。	p.25	□	
		災害発生時には施設の被災状況に応じて、小平・村山・大和衛生組合へ連絡し、発災後の当市分の具体的な災害廃棄物の処理可能量を確認します。	p.25	□	
17	状況に応じた支援の要請・支援の受け入れ 判断分岐 （ 受援班、 資源管理班、 処理班と共通）	被災情報や平時の処理施設の処理可能量等を基に、支援要否を判断します。	p.25	□	
		処理に関する支援が必要とされる場合は、都や近隣自治体へ支援要請を行います。状況によっては、都や国が主導することもあるため、どのような経路で支援要請するのか確認をします。	p.25	□	
		支援要請に当たっては、可能な範囲で具体的な要請数量を提示できるよう準備をします。	p.25	□	
		支援団体の受け入れに当たっては、適切な配置及び管理を行います。	p.25	□	
～1ヶ月	18	思い出の品・貴重品の回収、清掃・管理、引渡し・記録 （ 資源管理班と共通）	受援内容については、文書等で記録します。	p.25	□
			思い出の品は、市民が持ち込んだ片付けごみ以外で仮置場に持ち込まれた土砂混じり廃棄物等を対象とし確認されたものを市で保管します。	p.26	□
			所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届けます。	p.26	□
			思い出の品が泥等で汚れている場合は、洗浄、乾燥し、保管・管理します。	p.26	□
	19	マスコミ（報道機関）の対応	思い出の品を保管していることを住民に広報し、引渡しの機会を作り、持ち主に戻すようにし、その記録を行います。	p.26	□
			一定規模以上の災害発災直後は、報道機関からの問合せや取材の要望が寄せられることが多いため、報道対応の責任者及び担当者を決めて対応にあたります。	p.27	□
			報道対応の内容については災害対策本部と連携を保ち、確実に正確な情報を発信します。	p.27	□
			報道対応を行った担当者は、報道対応の総括責任者に報告します。	p.27	□
	20	継続的な一般廃棄物処理体制への移行	報告を受けた報道対応の責任者は、関係者へ対応した内容を共有します。	p.27	□
			外部応援の活用を前提に、交代要員の確保や作業員のローテーションを行います。	p.28	□
			職員の負荷軽減のため、都とも適宜相談しつつ、民間事業者や関係団体等に業務を委託します。	p.28	□
			発災前に作成した小平市災害廃棄物処理計画にもつき、都が作成する基本方針・実行計画がある場合は参考にし、災害廃棄物処理実行計画の作成を検討します。	p.28	□
21	災害廃棄物処理実行計画の作成 判断分岐 （ 受援班、 資源管理班、 処理班と共通）	処理実行計画作成にあたり、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、処理フロー、処理スケジュール等を作成し、災害の規模に応じて災害廃棄物処理実行計画を作成します。	p.28	□	
		処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。	p.28	□	
		処理実行計画は、総務班が全体を統括し作成しますが、個々の必要な情報は、各担当が情報の収集や実務作業を担当します。	p.28	□	

ToDo リスト

総務班					
~1ヶ月	22	損壊家屋の解体撤去 判断分岐	発災後は国や都等の関係者へ、損壊家屋等の解体撤去の国庫補助金対象の有無について確認を行います。	p.29	<input type="checkbox"/>
	23	一括委託による搬出 (処理班と共通)	緊急を要する状態となった場合は、災害廃棄物処理経験を有する大手民間事業者等へ災害廃棄物処理を一括委託することを検討します。	p.30	<input type="checkbox"/>
	24	災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保 (受援班、 資源管理班、 処理班と共通)	災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保のために、補助金の採択要件を満たすこと、経費の必要性や数量・単価の根拠を確認する資料として災害報告書を作成します。	p.31	<input type="checkbox"/>
			災害報告書は、総務班が全体を管理し作成しますが、個々の必要な情報は、各担当が情報の収集や実務作業を担当します。	p.31	<input type="checkbox"/>

受援班					
時間軸	ToDoリスト			ページ	チェック
～24時間	1	被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有 (総務班、 処理班と共通)	災害廃棄物への対応を検討していくための基本となる被害状況を収集し、整理します。	p.7	<input type="checkbox"/>
			災害対策本部を通じて市全体の被害情報を収集します。	p.7	<input type="checkbox"/>
			一般廃棄物の処理施設や収集運搬業者等の被害情報を収集します。	p.7	<input type="checkbox"/>
			下水処理施設、下水道の被害状況を確認します。	p.7	<input type="checkbox"/>
			必要に応じて直接、被災現場に赴き情報を取得します。なお、現地確認においては、現地の安全確認のうえ必要な保護具等を準備して活動します。	p.7	<input type="checkbox"/>
			避難所の開設状況、避難者数を把握します。指定避難所以外の情報も可能な限り収集します。	p.7	<input type="checkbox"/>
			避難所の仮設トイレの設置状況、ごみの排出状況等、衛生状態を把握します。必要に応じ避難所に赴き情報を取得します。	p.7	<input type="checkbox"/>
～3日間	2	被害状況に応じた支援要請 判断岐 (総務班と共通)	収集した情報の一部は、都や関係団体と共有します。	p.7	<input type="checkbox"/>
			被害情報等を基に、支援要否を判断します。	p.9	<input type="checkbox"/>
			ごみ収集車両の運行可能台数の情報と、避難所ごみ発生量推計から、必要な車両台数を整理し、都及び協定締結先等への支援要請の要否を判断します。	p.9	<input type="checkbox"/>
			避難所の開設状況と仮設トイレの設置状況から、仮設トイレから発生するし尿の収集運搬に必要な車両台数を整理し、都及び協定締結先等への支援要請の要否を判断します。	p.9	<input type="checkbox"/>
			片付けごみの発生量推計、集積状況等から運搬に必要な車両の仕様と台数を整理し、都及び協定締結先等への支援要請の要否を判断します。	p.9	<input type="checkbox"/>
	市独自で処理が行えないと判断される場合には、災害支援協定リストを活用し、都や協定締結団体等へ支援を要請します。	p.10	<input type="checkbox"/>		
3	都、国の処理方針の確認 (総務班と共通)	被災状況により都への事務委託を検討します。 委託する場合は、委託先(都)との連携を踏まえた災害廃棄物処理体制を構築します。	p.11	<input type="checkbox"/>	
～1週間	4	支援の受入れ・配置先管理 (総務班と共通)	支援団体に対して執務スペース・駐車場等を確保します。	p.12	<input type="checkbox"/>
			調整・指示を行う市側の担当窓口を支援団体ごとに一本化します。	p.12	<input type="checkbox"/>
			複数の人員が派遣される場合、複数団体が同種の業務に従事する場合には、できるだけ支援団体側で業務を統括するリーダーを置きます。	p.12	<input type="checkbox"/>
			支援者のスキルを踏まえ、適切に配置し、管理します。	p.12	<input type="checkbox"/>
			支援者に対して、専門能力等に応じた適切な配置先を決定するとともに、支援者の業務の進捗管理等を行います。	p.12	<input type="checkbox"/>
	5	支援内容の記録	支援団体から支援を受けた業務内容、人数、期間等を文書等で記録します。 市災害ボランティアセンター(小平市社会福祉協議会が運営)が設置された場合、小平市社会福祉協議会と連携を図ります。	p.12	<input type="checkbox"/>
6	状況に応じた支援の要請・支援の受入れ 判断岐 (総務班、 資源管理班、 処理班と共通)	被災情報や平時の処理施設の処理可能量等を基に、支援要否を判断します。	p.25	<input type="checkbox"/>	
		処理に関する支援が必要とされる場合は、都や近隣自治体へ支援要請を行います。状況によっては、都や国が主導することもあるため、どのような経路で支援要請するのか確認をします。	p.25	<input type="checkbox"/>	
		支援要請に当たっては、可能な範囲で具体的な要請数量を提示できるよう準備をします。	p.25	<input type="checkbox"/>	
		支援団体の受入れに当たっては、適切な配置及び管理を行います。	p.25	<input type="checkbox"/>	
～1ヶ月	7	災害廃棄物処理実行計画の作成 判断岐 (総務班、 資源管理班、 処理班と共通)	被災前に作成した小平市災害廃棄物処理計画にもとづき、都が作成する基本方針・実行計画がある場合は参考にし、災害廃棄物処理実行計画の作成を検討します。	p.28	<input type="checkbox"/>
			処理実行計画作成にあたり、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、処理フロー、処理スケジュール等を作成し、災害の規模に応じて災害廃棄物処理実行計画を作成します。	p.28	<input type="checkbox"/>
			処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。	p.28	<input type="checkbox"/>
			処理実行計画は、総務班が全体を統括して作成しますが、個々の必要な情報は、各担当が情報の収集や実務作業を担当します。	p.28	<input type="checkbox"/>
	8	災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保 (総務班、 資源管理班、 処理班と共通)	災害廃棄物処理等に必要予算の確保のために、補助金の採択要件を満たすこと、経費の必要性や数量・単価の根拠を確認する資料として災害報告書を作成します。 災害報告書は、総務班が全体を管理し作成しますが、個々の必要な情報は、各担当が情報の収集や実務作業を担当します。	p.31	<input type="checkbox"/>
				p.31	<input type="checkbox"/>

資源管理班					
時間軸	ToDoリスト			ページ	チェック
～24時間	1	住民・ボランティアへの周知	住民からの災害廃棄物に関する問い合わせや情報が寄せられる場合に備えて、当面の住民用相談窓口を設置します。	p.14	<input type="checkbox"/>
			ボランティアの受け入れ体制、依頼業務等の窓口設置について小平市社会福祉協議会と調整します。	p.14	<input type="checkbox"/>
			生活ごみ等の収集日、収集運搬ルート、分別方法等の情報を住民、ボランティアに周知・広報します。	p.14	<input type="checkbox"/>
			ホームページによる告知、SNSによる発信、防災行政無線、市民回覧、ピラ配布、テレビ、エリアメール、緊急速報メール等、効果的と思われる複数の手段を活用します。	p.14	<input type="checkbox"/>
			広報内容は、開設場所、開設日時、受付時間帯、分別方法、その他必要注意事項等を発信します。	p.14	<input type="checkbox"/>
			ボランティアへの周知は、受け入れを行う災害ボランティアセンターでの説明会時にピラ等を配布し実施します。	p.15	<input type="checkbox"/>
			避難所でのごみ分別ルールは避難所開設と同時に避難者に周知し、リサイクルが可能となるよう分別排出を基本とします。	p.15	<input type="checkbox"/>
			各避難所における避難所管理者にごみの保管場所を確保するよう指示します。	p.15	<input type="checkbox"/>
	2	仮置場の確保	仮置場の候補地リストを活用し、被害状況を踏まえて関係部局等と調整し、利用可能な仮置場を選定します。	p.17	<input type="checkbox"/>
			選定した仮置場の近隣住民に、仮置場設置の必要性を説明、周知したうえで設置します。	p.17	<input type="checkbox"/>
			仮置場が不足する可能性が高いと判断される場合は、都に支援要請を行います。	p.17	<input type="checkbox"/>
			準備した候補地のリストからあらかじめ優先的な他の使用目的の有無を把握します。	p.17	<input type="checkbox"/>
			候補地の仮置場としての利用可否は、利用目的や緊急性を考慮しながら、関係部局と調整し決定します。	p.17	<input type="checkbox"/>
			候補地の選定に際しては、病院、学校、水源等、環境配慮が必要な施設等の位置関係を考慮します。	p.17	<input type="checkbox"/>
～3日間	3	一般廃棄物処理施設・収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況の確認 (処理班と共通)	小平・村山・大和衛生組合及び収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況を3日以内に確認します。	p.15	<input type="checkbox"/>
			燃料・薬剤の供給事業者との災害協定についても検討します。	p.15	<input type="checkbox"/>
	4	悪臭、害虫、危険物対策等の実施	腐敗性のごみは、分別保管し早急に搬出し、災害廃棄物仮置場へは原則搬入しないこととします。	p.15	<input type="checkbox"/>
			避難所等からの感染性廃棄物が発生する場合は専用容器等により安全に保管の上で適切に処理します。	p.15	<input type="checkbox"/>
			ガスボンベやリチウムイオン電池等の危険物は直射日光の当たらない場所等で安全に保管します。	p.15	<input type="checkbox"/>
	5	災害廃棄物の回収方法の検討 判断分歧 (処理班と共通)	災害廃棄物の回収方法（仮置場等の排出場所、分別方法等）を検討します。	p.18	<input type="checkbox"/>
			道路啓開で発生した廃棄物や土砂、河川や農地の土砂や流木は、管轄部署が廃棄物部局と異なる場合があるのでその対応については関係者と発災後に協議します。	p.18	<input type="checkbox"/>
			回収方法を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬車両を確保します。	p.18	<input type="checkbox"/>
			必要資機材リストを参考に、仮置場の管理・運営に必要な資機材を確保します。	p.18	<input type="checkbox"/>
			外部からの応援や民間委託等を踏まえ、仮置場の管理・運営に必要な人員を確保します。（搬入の受付・場内案内・分別指導・荷下ろし等）	p.18	<input type="checkbox"/>
搬入の受付、場内誘導、分別の説明、荷下ろしの補助、警備、重機の操作、搬出・清掃作業等の要員を確保します。			p.18	<input type="checkbox"/>	
6	災害廃棄物発生量・仮置場必要面積の推計 判断分歧	分別を誘導するための看板、廃棄物の山を整理するための重機を調達します。	p.18	<input type="checkbox"/>	
		仮置場の舗装状況によっては、車両の円滑な通行を確保するための敷き鉄板、砂利や碎石等を準備します。	p.18	<input type="checkbox"/>	
7	住民・ボランティアへの周知	災害廃棄物処理計画に基づき仮置場を設置します。	p.22	<input type="checkbox"/>	
		仮置場に必要面積は、災害廃棄物発生量の推計結果を用いて推計します。	p.22	<input type="checkbox"/>	
		住民・ボランティアに対して、災害廃棄物の搬出方法に関する事項について周知を行います。	p.22	<input type="checkbox"/>	
		災害廃棄物は市民には自宅前に排出してもらい市が回収することを基本とし、仮置場へも搬入できることを案内します。	p.22	<input type="checkbox"/>	
		ホームページによる告知、SNSによる発信、防災行政無線、市民回覧、ピラ配布、テレビ、エリアメール、緊急速報メール等、効果的と思われる複数の手段を活用します。	p.22	<input type="checkbox"/>	
		広報内容は、開設場所、開設日時、受付時間帯、分別方法、その他必要注意事項等を発信します。	p.22	<input type="checkbox"/>	
		仮置場の運営ルールを災害ボランティアにも周知します。	p.22	<input type="checkbox"/>	
ボランティアへの周知は、受け入れを行う災害ボランティアセンターでの説明会時にピラを配布し実施します。	p.22	<input type="checkbox"/>			
市民や事業者に対して便乗ごみの排出、不法投棄及び野焼き等の不適正な処理を禁止する旨を広報します。	p.22	<input type="checkbox"/>			

資源管理班					
~3日間	8	仮置場の開設・管理・運営	被害状況を踏まえて関係部局等と調整し、仮置場を設置します。設置が決定次第、住民・ボランティアへ情報を周知します。	p.23	□
			廃棄物が混合状態とならないように看板や案内、サンプルごみを配置して分別を促します。	p.23	□
			搬入者の荷下ろし時に管理員による説明や監視を実施します。	p.23	□
			周辺の生活環境の支障を未然防止するため、環境保全対策を実施します。	p.23	□
			粉じんやごみが飛散しないように定期的な散水作業、仮置場周囲への飛散防止ネットや囲いの設置、またはフレキシブルコンテナバッグへの保管等で対応します。	p.23	□
			石綿を含む建材が仮置場へ搬入された場合は、シート掛けフレキシブルコンテナバッグでの保管等により飛散防止措置を実施します。	p.23	□
			爆発性、発火性のある廃棄物は他の廃棄物とは隔離をとり、区分して保管します（仮置場内では火気厳禁）。	p.23	□
			汚水が土壌へ浸透するのを防ぐため、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装やコンテナ、鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備の設置を検討します。その他、汚水による公共の水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置を講じます。	p.23	□
~1週間	9	仮置場の増設・集約 (総務班、処理班と共通)	被災から1週間程度経った時点で、仮置場の管理運営状況の確認を行います。	p.25	□
			仮置場が不足する場合や、使用している仮置場が満杯になった場合には仮置場の増設を検討します。	p.25	□
			仮置場の増設に当たっては、初動に設置した事項と同様の手順で検討します。	p.25	□
	10	委託業者・排出先との業務調整 (総務班、処理班と共通)	被災から1週間程度経過した時点で、小平・村山・大和衛生組合の処理施設や収集運搬・中間処理等を行う民間事業者との業務調整を行います。	p.25	□
			組合での災害廃棄物処理の調整に当たっては、平時のごみ処理体制を踏まえて組合及び東大和市、武蔵村山市と協議し災害廃棄物の処理量を検討します。	p.25	□
			民間事業者への初動の委託が協定に基づき無償支援による場合は、無償期間の作業内容確認を委託業者と事前に確認します。	p.25	□
			初動対応期間終了後は、当市と支援団体で協議し、有償での業務委託に順次移行します。	p.25	□
			無償支援の期間中に有償委託に移行するための予算を確保します。	p.25	□
	11	状況に応じた支援の要請・支援の受入れ 判断分岐 (総務班、受援班、処理班と共通)	被災情報や平時の処理施設の処理可能量等を基に、支援要否を判断します。	p.25	□
			処理に関する支援が必要とされる場合は、都や近隣自治体へ支援要請を行います。状況によっては、都や国が主導することもあるため、どのような経路で支援要請するのか確認をします。	p.25	□
			支援要請に当たっては、可能な範囲で具体的な要請数量を提示できるよう準備をします。	p.25	□
			支援団体の受入れに当たっては、適切な配置及び管理を行います。	p.25	□
12	環境モニタリングの実施	仮置場返還時のトラブル防止のため、使用前に環境モニタリングを行います。	p.26	□	
		仮置場使用中も周辺の生活環境に影響を与えていないか確認するための環境モニタリングを行います。	p.26	□	
		被災状況や仮置場の状況を踏まえてモニタリング項目を決定します。	p.26	□	
~1ヶ月	13	思い出の品・貴重品の回収、清掃・管理、引渡し・記録 (総務班と共通)	思い出の品は、市民が持ち込んだ片付け済み以外で仮置場に持ち込まれた土砂混じり廃棄物等を対象とし確認されたものを市で保管します。	p.26	□
			所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届けます。	p.26	□
			思い出の品が泥等で汚れている場合は、洗浄、乾燥し、保管・管理します。	p.26	□
			思い出の品を保管していることを住民に広報し、引渡しの機会を作り、持ち主に戻すようにし、その記録を行います。	p.26	□
~1ヶ月	14	災害廃棄物処理実行計画の作成 判断分岐 (総務班、受援班、処理班と共通)	発災前に作成した小平市災害廃棄物処理計画にもとづき、都が作成する基本方針・実行計画がある場合は参考にし、災害廃棄物処理実行計画の作成を検討します。	p.28	□
			処理実行計画作成にあたり、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、処理フロー、処理スケジュール等を作成し、災害の規模に応じて災害廃棄物処理実行計画を作成します。	p.28	□
			処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。	p.28	□
			処理実行計画は、総務班が全体を統括し作成しますが、個々の必要な情報は、各担当が情報の収集や実務作業を担当します。	p.28	□
	15	災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保 (総務班、受援班、処理班と共通)	災害廃棄物処理等に係る必要予算の確保のために、補助金の採択要件を満たすこと、経費の必要性や数量・単価の根拠を確認する資料として災害報告書を作成します。	p.31	□
			災害報告書は、総務班が全体を管理し作成しますが、個々の必要な情報は、各担当が情報の収集や実務作業を担当します。	p.31	□

処理班					
時間軸	ToDoリスト			ページ	チェック
~24時間	1	被害状況の確認開始及び外部組織との情報共有 (総務班、受援班と共通)	災害廃棄物への対応を検討していくための基本となる被害状況を収集し、整理します。	p.7	<input type="checkbox"/>
			災害対策本部を通じて市全体の被害情報を収集します。	p.7	<input type="checkbox"/>
			一般廃棄物の処理施設や収集運搬業者等の被害情報を収集します。	p.7	<input type="checkbox"/>
			下水処理施設、下水道の被害状況を確認します。	p.7	<input type="checkbox"/>
			必要に応じて直接、被災現場に赴き情報を取得します。なお、現地確認においては、現地の安全確認のうえ必要な保護具等を準備して活動します。	p.7	<input type="checkbox"/>
			避難所の開設状況、避難者数を把握します。指定避難所以外の情報も可能な限り収集します。	p.7	<input type="checkbox"/>
			避難所の仮設トイレの設置状況、ごみの排出状況等、衛生状態を把握します。必要に応じて避難所に赴き情報を取得します。	p.7	<input type="checkbox"/>
	2	翌日以降の廃棄物処理の可否の判断 判断分岐 (総務班と共通)	収集した被害情報を基に、翌日以降の廃棄物処理の可否を判断し、当面(発災から1週間程度)の廃棄物処理業務が継続可能か検討します。	p.9	<input type="checkbox"/>
			廃棄物処理施設の状況から平時と同様の廃棄物処理が可能か確認します(処理施設との連携)。	p.9	<input type="checkbox"/>
			廃棄物処理施設の修理等が必要な場合は、復旧までの見込み時間を検討します。	p.9	<input type="checkbox"/>
			収集運搬車両の被害状況から、収集運搬業務の再開の可否を確認します(委託業者との連携)。	p.9	<input type="checkbox"/>
			稼働可能な収集運搬車両の台数は委託先も含めた台数を整理します。	p.9	<input type="checkbox"/>
	3	生活ごみ・避難所ごみの収集運搬	収集運搬能力が不足する場合は、必要台数を検討します。	p.9	<input type="checkbox"/>
収集運搬車両を確保し、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬・処理の手配を行います。			p.14	<input type="checkbox"/>	
平時の収集運搬ルート、要収集施設数、道路啓開情報、搬出(処分)先の受入体制等を踏まえて災害時の収集運搬について検討します。			p.14	<input type="checkbox"/>	
~3日間	4	災害廃棄物発生量推計に向けた情報収集 (総務班と共通)	手配・検討した方法に従い、生活ごみ及び避難所ごみの収集運搬を実施します。	p.14	<input type="checkbox"/>
			小平・村山・大和衛生組合や小平市リサイクルセンター、小平市清掃事業協同組合等と連携をしながら実施します。	p.14	<input type="checkbox"/>
			災害廃棄物発生量の推計に向けて必要な被害情報等の収集を開始します。	p.9	<input type="checkbox"/>
	5	一般廃棄物処理施設・収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況の確認 (資源管理班と共通)	建物被害棟数(全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水等)に基づき、がれき等の災害廃棄物発生量を推計します。	p.9	<input type="checkbox"/>
			避難所の避難者数から仮設トイレの設置数、避難所ごみ発生量等を推計します。	p.9	<input type="checkbox"/>
	6	収集運搬業務の委託契約	小平・村山・大和衛生組合及び収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況を3日以内に確認します。	p.15	<input type="checkbox"/>
			燃料・薬剤の供給事業者との災害協定についても検討します。	p.15	<input type="checkbox"/>
	7	避難所からの生活ごみ発生量の推計	収集運搬業者との委託契約を行います。	p.15	<input type="checkbox"/>
			初動の委託が協定に基づき無償支援による場合は、無償期間の作業内容確認を委託業者と事前に確認します。	p.15	<input type="checkbox"/>
	8	生活ごみの保管場所の確保	初動対応期間終了後は、各市と支援団体で協議し、有償での業務委託に順次移行します。	p.15	<input type="checkbox"/>
			避難所からの生活ごみ発生量を推計するとともに、被災により生活ごみの発生が見込まれない地域を確認します。	p.15	<input type="checkbox"/>
	9	仮設トイレ等の設置、し尿の収集運搬	生活ごみには腐敗性のごみもあるため、生活環境を悪化させるおそれがあることから優先的に処理します。	p.15	<input type="checkbox"/>
			道路の寸断等により、生活ごみが排出できない場合の対応策を講じて、適正に排出できるようにします。	p.15	<input type="checkbox"/>
10	仮設トイレ等の管理者との調整	処理施設のごみピット貯留量を超過する場合は、生活ごみの保管場所(ストックヤード)を確保します。	p.15	<input type="checkbox"/>	
		設置された仮設トイレ等の設置場所を把握した上で、協定等に基づき収集運搬車両を確保し、し尿の収集運搬・処理の手配を行います。	p.16	<input type="checkbox"/>	
11	し尿処理施設、収集運搬業者の燃料確保状況の確認	平時の収集運搬ルート、要収集施設数、道路啓開情報、搬出(処分)先の受入体制等を踏まえて災害時のし尿収集運搬について検討します。	p.16	<input type="checkbox"/>	
		手配・検討した方法に従い、し尿の収集運搬を実施します。	p.16	<input type="checkbox"/>	
12	収集運搬業務の委託契約	緊急解体が行われる場合は、対象家屋のし尿・浄化槽汚泥の収集要望を集約します。	p.16	<input type="checkbox"/>	
		仮設トイレ等のし尿の収集日等の情報を仮設トイレ等の設置箇所管理者に周知します。	p.16	<input type="checkbox"/>	
13	し尿の処理の記録	避難所ごとの仮設トイレ設置基数が変更される場合もあることから、定期的に防災対策本部から情報を収集します。	p.16	<input type="checkbox"/>	
		清瀬水再生センター等の運転状況、収集運搬業者の燃料・薬剤の確保状況を確認します。	p.16	<input type="checkbox"/>	
		燃料・薬剤の供給事業者との災害協定についても検討します。	p.16	<input type="checkbox"/>	
		収集運搬業者との委託契約を行います。	p.16	<input type="checkbox"/>	
		初動の委託が協定に基づき無償支援による場合は、無償期間の作業内容確認を委託業者と事前に確認します。	p.16	<input type="checkbox"/>	
		初動対応期間終了後は、各市と支援団体で協議し、有償での業務委託に順次移行します。	p.16	<input type="checkbox"/>	
		補助金の災害査定(被害状況の実地調査)に備え、処理の状況を文書や写真等により記録します。	p.16	<input type="checkbox"/>	

処理班					
~3日間	14	災害廃棄物の回収方法の検討 判断岐 (資源管理班と共通)	災害廃棄物の回収方法（仮置場等の排出場所、分別方法等）を検討します。	p.18	□
			道路啓開で発生した廃棄物や土砂、河川や農地の土砂や流木は、管轄部署が廃棄物部局と異なる場合があるのでその対応については関係者と発災後に協議します。	p.18	□
			回収方法を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬車両を確保します。	p.18	□
			必要資機材リストを参考に、仮置場の管理・運営に必要な資機材を確保します。	p.18	□
			外部からの応援や民間委託等を踏まえ、仮置場の管理・運営に必要な人員を確保します。（搬入の受付・場内案内・分別指導・荷下ろし等）	p.18	□
			搬入の受付、場内誘導、分別の説明、荷下ろしの補助、警備、重機の操作、搬出・清掃作業等の要員を確保します。	p.18	□
			分別を誘導するための看板、廃棄物の山を整理するための重機を調達します。	p.18	□
15	災害廃棄物発生量・仮置場 必要面積の推計 判断岐	仮置場の舗装状況によっては、車両の円滑な通行を確保するための敷き鉄板、砂利や砕石等を準備します。	p.18	□	
		災害廃棄物発生量の推計に向けて必要な被害情報等の収集を開始します。	p.19	□	
~1週間	16	仮置場の増設・集約 (総務班、 資源管理班 と共通)	建物の被害棟数を基に推計する方法がありますが、発災直後は被害棟数の正確な把握は困難です。可能な限り情報を収集し発生量を推計します。	p.19	□
			発災から1週間程度経った時点で、仮置場の管理運営状況の確認を行います。	p.25	□
			仮置場が不足する場合や、使用している仮置場が満杯になった場合には仮置場の増設を検討します。	p.25	□
	17	委託業者・排出先との業務 調整 (総務班、 資源管理班 と共通)	仮置場の増設に当たっては、初動に設置した事項と同様の手順で検討します。	p.25	□
			発災から1週間程度経過した時点で、小平・村山・大和衛生組合の処理施設や収集運搬・中間処理等を行う民間事業者との業務調整を行います。	p.25	□
			組合での災害廃棄物処理の調整に当たっては、平時のごみ処理体制を踏まえて組合及び東大和市、武蔵村山市と協議し災害廃棄物の処理量を検討します。	p.25	□
			民間事業者への初動の委託が協定に基づき無償支援による場合は、無償期間の作業内容確認を委託業者と事前に確認します。	p.25	□
	18	災害廃棄物の処理可能量の 把握 (総務班と共通)	初動対応期間終了後は、当市と支援団体で協議し、有償での業務委託に順次移行します。	p.25	□
			無償支援の期間中に有償委託に移行するための予算を確保します。	p.25	□
			災害発生時には施設の被災状況に応じて、小平・村山・大和衛生組合へ連絡し、発災後の当市分の具体的な災害廃棄物の処理可能量を確認します。	p.25	□
19	状況に応じた支援の要請・ 支援の受入れ 判断岐 (総務班、 支援班、 資源管理班と共通)	被災情報や平時の処理施設の処理可能量等を基に、支援要否を判断します。	p.25	□	
		処理に関する支援が必要とされる場合は、都や近隣自治体へ支援要請を行います。状況によっては、都や国が主導することもあるため、どのような経路で支援要請するのか確認をします。	p.25	□	
		支援要請に当たっては、可能な範囲で具体的な要請数量を提示できるよう準備をします。	p.25	□	
		支援団体の受入れに当たっては、適切な配置及び管理を行います。	p.25	□	
~1ヶ月	20	災害廃棄物処理実行計画の 作成 判断岐 (総務班、 支援班、 資源管理班と共通)	支援内容については、文書等で記録します。	p.25	□
			発災前に作成した小平市災害廃棄物処理計画にもとづき、都が作成する基本方針・実行計画がある場合は参考にし、災害廃棄物処理実行計画の作成を検討します。	p.28	□
			処理実行計画作成にあたり、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、処理フロー、処理スケジュール等を作成し、災害の規模に応じて災害廃棄物処理実行計画を作成します。	p.28	□
			処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行います。	p.28	□
	21	一括委託による搬出 (総務班と共通)	処理実行計画は、総務班が全体を統括し作成しますが、個々の必要な情報は、各担当が情報の収集や実務作業を担当します。	p.28	□
			緊急を要する状態となった場合は、災害廃棄物処理経験を有する大手民間事業者等へ災害廃棄物処理を一括委託することを検討します。	p.30	□
	22	災害廃棄物処理等に係る必要 予算の確保 (総務班、 支援班、 資源管理班と共通)	災害廃棄物処理等に必要予算の確保のために、補助金の採択要件を満たすこと、経費の必要性や数量・単価の根拠を確認する資料として災害報告書を作成します。	p.31	□
災害報告書は、総務班が全体を管理し作成しますが、個々の必要な情報は、各担当が情報の収集や実務作業を担当します。			p.31	□	